

会則集

周防地区海上安全対策協議会

会則集 目次

[会則等]

周防地区海上安全対策協議会組織図	・・・・・	会則等 1
周防地区海上安全対策協議会会則	・・・・・	会則等 2-1～2-2
海難防止対策部会規約	・・・・・	会則等 3
仙島水道航行安全対策委員会会則	・・・・・	会則等 4(～6)～7-1
仙島水道航行安全規約	・・・・・	会則等 7-2～7-8
外国船舶安全対策検討委員会会則	・・・・・	会則等 8
台風・津波等対策検討委員会会則	・・・・・	会則等 9-1～9-2
台風・津波等対策措置要領	・・・・・	会則等 10-1～10-20
排出油等防除部会規約	・・・・・	会則等 11-1～11-2(～36)
排出油等防除の相互応援に関する協定書	・・・・・	会則等 37
油及び有害液体物質の防除支援に関する協定	・・・・・	会則等 38～39

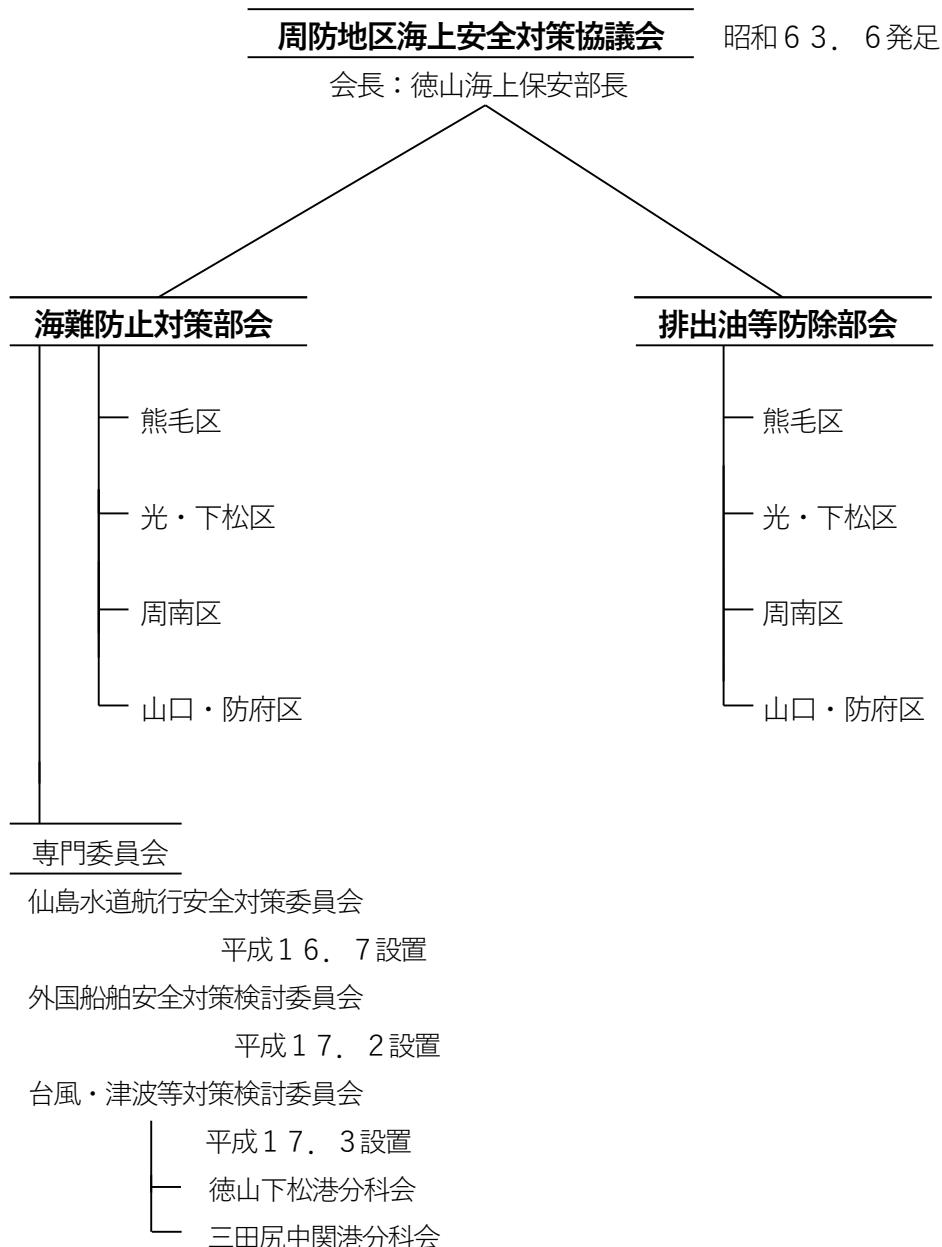
[名簿]

周防地区海上安全対策協議会役員等構成図	・・・・・	名簿 1
周防地区海上安全対策協議会会員名簿	・・・・・	名簿 2～6

[排出油等防除マニュアル]

本編	・・・・・	本編 1～10
資料編	・・・・・	資料編 I-1～III-8
参考	・・・・・	参考編 1～8

周防地区海上安全対策協議会組織図



- 熊毛区 : 山口県熊毛郡の地先海域をいう。
光・下松区 : 山口県光市及び下松市の地先海域をいう。
周南区 : 山口県周南市の地先海域をいう。
山口・防府区 : 山口県山口市及び防府市の地先海域をいう。

周防地区海上安全対策協議会会則

(名称)

第1条 本会は、周防地区海上安全対策協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、周防地区（徳山海上保安部管轄区域の地先海域をいう。）及びその周辺海域における海難の防止を図るとともに、大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議することを目的とする。

2 本会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会として活動する。

(排出油防除計画に係る意見の提出)

第3条 本会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、瀬戸内海中部海域に係る同法律第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(業務)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 海難防止に関すること。
- (2) 航路標識の整備促進に関すること。
- (3) 排出油等の防除活動に関すること。
- (4) 研修・訓練に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(構成)

第5条 本会は、周防地区において海難の防止及び排出油等の防除活動に關係する官公庁、会社及び団体（以下「会員機関」という。）をもって構成する。

(部会)

第6条 本会の目的を達成するため、次の部会を置く。

海難防止対策部会

排出油等防除部会

2 部会の規約は別に定める。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
部会長	2名
幹事	若干

- 2 会長は、徳山海上保安部長とする。
- 3 会長を除く役員の任期は2年とする。
- 4 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 5 部会長は、各部会を代表し、その調整に当たる。
- 6 幹事は、会長及び部会長を補佐する。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

第9条 会議は、次の事項を審議する。

(1) 総会

- イ 業務の企画に関すること。
- ロ 会則の改正に関すること。
- ハ 役員の選出に関すること。
- ニ その他会長が必要と認める事項。

(2) 役員会

- イ 総会に付議する事項に関すること。
- ロ その他部会長が必要と認める事項。

(3) 部会

別に定める規約による。

第10条 総会は、毎年1回会長がこれを招集する。

第11条 役員会は、会長が必要と認めたとき、これを招集する。

第12条 部会は、会長又は部会長が必要と認めたとき、これを招集する。

第13条 総会及び役員会の議長は、会長とする。

2 部会の議長は、部会長とする。

第14条 会員機関は、会長に対し会議の招集を求めることができる。

第15条 緊急に処理を必要とする事項については、役員会又は部会の決議をもって、総会の決議に代えることができる。

(経費)

第16条 本会の運営に必要な経費は、原則として公益財団法人海上保安協会徳山支部の助成による。

2 特に経費が必要なときは、その調達の方法を役員会において決定する。

(その他)

第17条 本会の事務は、徳山海上保安部において行う。

附則1 この会則は、昭和63年6月1日から施行する。

2 周南地区外国船舶安全対策連絡協議会会則（昭和58年1月）、周南地区大量流

出油災害対策協議会会則（昭和49年12月）及び徳山港船舶災害防止対策協議会

会則（昭和40年6月）は、昭和63年6月1日をもって廃止する。

3 平成8年5月16日一部改正

4 平成10年5月22日一部改正

5 平成17年5月20日一部改正

6 平成20年5月27日一部改正

7 令和3年6月28日一部改正

海難防止対策部会規約

(趣旨)

第1条 本部会は、周防地区の主要港湾及びその周辺海域における海上交通の安全確保について必要な事項を協議し、もって海難を防止することを目的とする。

(業務)

第2条 本部会は次の業務を行う。

- (1) 港湾整備の要望・改善に関すること。
- (2) 航路標識の整備促進に関すること。
- (3) 日本船舶・外国船舶の海難防止に関する調査・研究及び協議に関すること。
- (4) 日本船舶・外国船舶の航行安全に関する資料・情報の収集及び周知に関すること。
- (5) その他海上交通の安全を確保するために必要な事項。

(審議事項)

第3条 本部会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 第2条に掲げる業務に関すること。
- (3) その他部会長が必要と認める事項。

(区域の設定等)

第4条 本部会の活動を円滑、かつ、効果的に実施するため周防地区を次のとおり区分する。

- (1) 熊毛区 山口県熊毛郡の地先海域をいう。
- (2) 光・下松区 山口県光市及び下松市の地先海域をいう。
- (3) 周南区 山口県周南市の地先海域をいう。
- (4) 山口・防府区 山口県山口市及び防府市の地先海域をいう。

2 幹事は、各区を代表してその調整を行う。

3 各区固有の問題については各区において協議する。

(専門委員会)

第5条 本部会の下に、次の専門委員会を置く。

仙島水道航行安全対策委員会

外国船舶安全対策検討委員会

台風・津波等対策検討委員会

2 専門委員会に会則を設けることができる。

3 部会への報告は、年1回以上行う。

附則1 この規約は、昭和63年6月1日から施行する。

- 2 平成15年6月24日一部改正
- 3 平成16年7月9日一部改正
- 4 平成17年2月21日一部改正
- 5 平成18年5月17日一部改正
- 6 令和3年6月28日一部改正

仙島水道航行安全対策委員会会則

第1条（名称）

本会は、仙島水道航行安全対策委員会という。

第2条（事務所）

本会の事務所は2年交替で、周南市野村1丁目23番15号東ソー物流株式会社事務部と周南市築港町2-18トクヤマ海陸運送株式会社事務部に置く。

第3条（目的）

本会は、船舶の航行が過密になっている徳山下松港仙島水道及びこれに関連する海域において船舶の航行及び大型船の離接岸操船に対する安全の確保、事故の防止を図るために必要な対策及び方法を協議することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、当該海域における船舶航行の状況の調査、操船上の問題点等を分析し、安全対策を確立するため、仙島水道航行安全規約の維持運営を行い、関係各企業にその実施を推進するものとする。

第5条（委員等）

委員会は、委員及び顧問からなる。

(1) 委員は、仙島水道を利用する工場、船舶代理店、船社、曳船業者、通船、無線局及びこれらに関連ある企業で別添に示す。

(2) 顧問は、徳山海上保安部、内海水先区水先人会、山口県周南港湾管理事務所とする。

第6条（意見聴取）

委員長は、学識経験者等に委員会の会議に陪席を要請し、必要に応じ本会の協議及び運営に対し、適切な助言を求めることができる。

第7条（役員）

本会に次の役員を置く。

(1)委員長 1名

(2)副委員長 1名

第8条（役員の選任）

役員は会員の互選によるものとする。

第9条（役員の職務）

役員の職務は次のとおりとする。

(1)委員長は、本会を代表し会務を総理する。

(2)副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を行う。

第10条（役員の任期）

役員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

(1)補欠により就任した役員の任期は、前任者の残存期間とする。

(2)役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

第11条（会議）

会議は委員会とする。

- (1)会議は委員長が必要と認めたとき召集する。
- (2)委員長は委員の5分の1以上の要請があったとき召集する。

第12条（会議の招集）

会議の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により開催日の2週間前までに委員に通知しなければならない。

第13条（会議の定足数）

委員はそれぞれ1個の表決権を有する。

- (1)委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開き議決することができない。
- (2)委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (3)委任状により表決権利を委任された場合は、出席とみなす。

第14条（議事録）

委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- (1)議事録は事務局が作成し、議長が指名した2名以上の出席委員がこれに署名捺印するものとする。
- (2)議事録は事務局において保管することとする。

第15条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第16条（経費の精算）

委員会運営上発生した通常経費については、事務局において随時取りまとめ、計算書添付の上、実費を清算することとする。

第17条（特別経費）

調査費、研究費等、委員長が必要と認める特別費目の経費については、該当臨海企業（トクヤマ、東ソー、日鉄ステンレス）においてその目的に基づき協議の上、分担を決定することとする。

第18条（特別会費）

委員会運営上必要な費用が発生する場合は、委員会の協議により、特別会費を徴収することができる。

第19条（細則）

この会則に定めるもののほか、委員会の事業の運営上必要な細則は、委員会の議決を得て委員長が別に定める。

附則1 本会は平成5年9月20日より施行する。

- 2 平成16年7月 9日から施行する。
- 3 平成21年7月16日から施行する。
- 4 令和 4年6月24日から施行する。

仙島水道航行安全規約

仙島水道航行安全対策委員会

第1章 総則

第1条（目的）

本規約は、船舶の航行が過密となっている徳山下松港仙島水道及びこれに関連する海域における船舶の航行及び大型船の離着桟操船に対する安全の確保並びに事故の防止を図ることを目的とする。

第2条（定義）

この規約において「大型船」とは、10,000重量トン以上の船舶をいう。

- 2 この規約において「徳山西航路」とは、徳山下松港徳山第3号灯浮標から富田航路第17号灯浮標までの灯浮標により示された水域をいう。
- 3 この規約において「富田航路」とは、富田航路第3号灯浮標から同第17号灯浮標までの灯浮標により示された水域をいう。
- 4 この規約において「委員会」とは、仙島水道及びこれに関連する海域における船舶交通の安全を図るために設置された仙島水道航行安全対策委員会をいう。

第3条（適用水域）

本規約は、徳山西航路、富田航路及び富田航路第3号灯浮標西方1,000mまでの同航路における船舶の出入経路に沿った水域について適用する。

第4条（適用船舶）

本規約は、次条に掲げる桟橋に着桟、若しくは桟橋を離桟する大型船に対して適用する。ただし、本規約第20条の規定は、適用水域を航行する100総トン以上の船舶にも適用する。

第2章 大型船の自主規制

第5条（着桟基準）

最大着桟船舶は次のとおりとする。

桟 橋 名	船型 (D/W)	全長 (L0A)	喫水
トクヤマ徳山5号桟橋	50,000 トン	193m	11.00m
トクヤマ南陽7号桟橋	38,000 トン	181m	10.00m
東ソー原塩桟橋	50,249 トン	190m	10.50m
東ソー雑貨1号桟橋	31,700 トン	169m	8.10m
東ソーセメント2号桟橋	21,800 トン	164m	9.34m

第6条（余裕水深：bottom clearance）

大型船は、海図々載水深を基準とし、少なくとも喫水の10%の余裕水深の確保を確認して運航しなければならない。また、可能な限り満潮時に適用水域を航行するよう努めるものとする。

第7条（離着桟中止基準）

次の各号に掲げる要件に該当する場合は、原則として離着桟作業を行ってはならない。

- ① 平均風速 10m/sec 以上。

但し、トクヤマ徳山 5 号桟橋におけるクリンカー出荷船は、平均風速 8 m/sec を超えたときとする。また、同桟橋における 3.8 万 DWT クリンカー出荷船（出船右舷着桟）の入港時は、平均風速 6 m/sec を超えたときとする。

- ② 視界 1000m 以下。

- ③ その他、大型船船長又は水先人が危険であると判断したとき。

第8条（水先人）

大型船は、水先人のきょう導により運航しなければならない。

第9条（離着桟の時間）

離着桟作業は、日出より日没の間に行うものとする。ただし、水先人の同意が得られた場合は、薄明・薄暮を利用して離着桟作業を行うことができる。

なお本件の薄明・薄暮は日出・日没の各々約 30 分前後とする。

第10条（出入港経路）

各桟橋の出入港経路は次のとおりとする。

桟橋名	入出港経路
トクヤマ徳山 5 号桟橋	徳山西航路を経て着桟し、荷役後、同航路を経て出港
トクヤマ南陽 7 号桟橋	徳山西航路を経て着桟し、荷役後、同航路を経て出港
東ソー原塩桟橋	富田航路を経て着桟し、荷役後、徳山西航路を経て出港
東ソー雑貨 1 号桟橋	富田航路を経て着桟し、荷役後、同航路を経て出港
東ソーセメント 2 号桟橋	富田航路を経て着桟し、荷役後、同航路を経て出港

第11条（曳船）

離着桟に使用する曳船は 2,000PS 級以上とし、適用水域において 2 隻を配備しなければならない。この時、船長又は水先人の状況判断に従い、要請があれば 3 隻を配備できるものとする。ただし、トクヤマ徳山 5 号桟橋における 3.8 万 DWT クリンカー出荷船（出船右舷着桟）については、3,400PS 以上の曳船を入港時は 3 隻、出港時は 2 隻配備する。

なお、曳船の運用方法については次のとおりとする。

- ① 曳船配備

富田航路第 3 号灯浮標から徳山下松港徳山第 5 号・6 号灯浮標間の適用水域においてはタグラインを係止したままで、常時曳船による操船支援が可能な状態とし、必要時直ちに対応できるよう曳船に詳細な指示を与えておかなければならない。

- ② 曳船基準

規約による隻数・馬力を有する曳船数に加え、内海水先区水先人会基準に適合する基準を遵守するものとする。

第12条（警戒船）

警戒船は、大型船が適用水域を航行する場合には、入出港時、各々2隻（速力14ノット以上）を配備しなければならない。

なお、警戒船の運用方法については次のとおりとする。

- ① 警戒船は『警戒船』と明示した表示板若しくは横断幕と黄色閃光灯1個とを設備し、緑色若しくは黄色『吹流し』を掲げ、その目的が大型船、曳船及び他船に認識できるようにする。
- ② 警戒船と大型船及び曳船との連絡は『パイロット・チャンネル』のトランシーバーを使用する。
- ③ 警戒船は、大型船が離桟する10分前若しくは着桟のため適用水域に入域する10分前に別図に示す標識を掲げたうえで、所定の場所に配備しておくものとする。この場合にあって、大型船船長及び水先人にその旨を連絡するとともに周辺海域の状況を報告する。
- ④ 警戒船は、船長又は水先人の指示を受けて前方・後方・側方の他船に対し、一時待機、針路変更、錨地移動の要請等を行うほか、周囲の状況、大型船の運航に関連する状況の変化等を逐次船長等に連絡してその指示に従う。
- ⑤ 他船が警戒船の要請に応じず大型船の航行の安全に支障のある場合、警戒船は海上保安部に適切な措置を要請する。
- ⑥ 警戒船と他船との連絡は、『ハンドマイク』又は『手旗』を用いて行う。

第13条（緊急時・異変時の連絡）

大型船の緊急時・異変時の連絡は、徳山下松港ポートラジオ局等を利用して次のとおりとする。

・徳山海上保安部

大型船 ⇒ 徳山下松港ポートラジオ局 ⇒ ・代理店 ⇒ (株)トクヤマ
・代理店 ⇒ 東ソー(株)

第14条（大型船への周知）

(株)トクヤマ及び東ソー(株)は、大型船を当該桟橋に着桟させる場合、事前に商社・船社等を通じ、大型船船長に当該規約を周知しなければならない。また、水先人は乗船時 PILOT INFORMATION CARD を手交し、大型船船長と操船等の意見交換を為し当規約の認識を深めるものとする。

さらに、出港時にあっては、別添のチェックリストを作成し、安全航行に資するものとする。

第15条（個別に講ずるべき措置）

第5条に掲げる桟橋において個別に講ずるべき措置は、次のとおりとする。ただし、危険物積載船の離着桟については、別途徳山下松港長から承認を受けている安全対策に準拠する。

- ① トクヤマ徳山5号桟橋
 - イ 入港時の喫水は11.0m以下とすること。
 - ロ 出港時の喫水は8.5m以下とすること。
 - ハ 離着桟時、対岸の三井化学(株)徳山分工場の小型タンカーバースに着桟船のないことを確認すること。
- ② トクヤマ徳山5号桟橋（3.8万DWTクリンカー出荷船（出船右舷着桟）に限る。）
 - イ 入港時の喫水は6.5m以下（潮位2.0m以上確保）とすること。
 - ロ 出港時の喫水は10.0m以下（潮位1.0m以上確保）とすること。

ハ 離着桟時、対岸の三井化学株徳山分工場の小型タンカーバースに着桟船のないことを確認すること。

ニ 現場において規定の喫水であることを、曳船等を活用し確認すること。

③ トクヤマ南陽 7号桟橋

出港時の喫水は 10.0m 以下とすること。

④ 東ソー原塩桟橋

入港時の喫水は 10.5m 以下とすること。

⑤ 東ソー雑貨 1号桟橋

全長 130m 以上の大型船を離着桟させる場合、対岸の原石桟橋（西）及びセメント 1 号桟橋は着桟船のない状態にすること。

第16条（港内における速力）

大型船舶長及び水先人は、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。ただし、富田航路における速力及び富田航路第 17 号灯浮標を航過し直進体勢となるまでの水域における速力は 6 ノット以下とする。

第17条（操船要領）

出港時における操船要領は別図によるものとする。

トクヤマ徳山 5 号桟橋における 3.8 万 DWT クリンカー出荷船（出船右舷着桟）の入港時における操船要領は、別図によるものとする。（別図参照）

第18条（内航大型船に対する特例措置）

第 8 条、第 9 条、第 11 条及び第 12 条の規定は、委員会が内航大型船の航行において安全と認めた場合に限り、同大型船に対する適用を免除若しくは軽減することができる。（委員会で定める内航大型船は、トクヤマ徳山 5 号桟橋、トクヤマ南陽 7 号桟橋及び東ソー原塩桟橋における 1.2 万 DWT 級内航船とし、第 8 条、第 9 条及び第 11 条の規定を免除、あるいは、軽減している。）

第3章 運航調整

第19条（連絡体制）

大型船の動静に関する関係者間の連絡体系は次のとおりとする。

- ① (株)トクヤマ又は東ソー(株)は、適用される大型船の入出港予定を徳山下松港ポートラジオ局に通知し、同局はこれを受けて(株)トクヤマ、東ソー(株)及び日鉄ステンレス(株)3社のうち、該当会社以外の 2 社並びに港湾管理者（山口県周南港湾管理事務所）及び出光興産(株)に対し、それぞれ連絡をする。
- ② 上記の港湾管理者を除く 4 社は各々傘下の内航船社、船舶代理店に大型船離着桟予定を周知する。
- ③ 内航船社及び船舶代理店は関連する 100 総トン以上の船舶にその旨通知する。
- ④ 徳山下松港ポートラジオ局は、大型船動静をすべて掌握し、予定に変更があった場合は、逐次、上記の 4 社に通知することとする。
- ⑤ 徳山下松港ポートラジオ局は、大型船が第 5 条に掲げる桟橋に着桟若しくは桟橋を離桟する各々 1 時間前に、動静放送を実施するものとする。また、その後変更があった場合も同様とする。

第20条（大型船と付近通航船舶との関係）

大型船が適用水域を航行する場合において、前条に掲げる企業の傘下船舶は、次のとおり大

型船の航行に協力するものとする。

- ① 適用水域外で待機し、若しくは適用水域外に出て大型船の航行を優先する。
 - ② 警戒船が第12条第3項に定めるとおり配備されている場合は、適用水域への入域を避ける。
- 2 (株)トクヤマ及び東ソー(株)入出港船舶は、前項に定めるほか、次のとおり航行するものとする。
- ① (株)トクヤマへの入出港船は、できる限り晴海埠頭方面を航行する。
 - ② 東ソー(株)への入出港船は、できる限り仙島水道西方面を航行する。

第21条（旅客船との調整）

周防灘フェリー(株)は、あらかじめ委員会に運航スケジュールを提示し、委員会は徳山西航路を航行する大型船が、旅客船の入出港時間と競合しないよう運航調整を図らなければならない。

なお、同社は運航スケジュールの改定があった場合は、速やかに改定時間表を委員会に提出するものとする。

第4章 雜則

第22条（問題発生時等の措置）

本規約の運用について問題が発生した場合又は本規約を改正する場合等においては、委員長は、委員会により協議のうえ、海上保安部長の意見に基づき決定することとする。また、必要により学識経験者の意見を求めることができる。

平成 5年11月25日制定

平成12年11月21日改正

平成15年 4月 3日改正

平成16年 2月25日改正

平成16年 7月 9日改正

平成19年12月12日改正

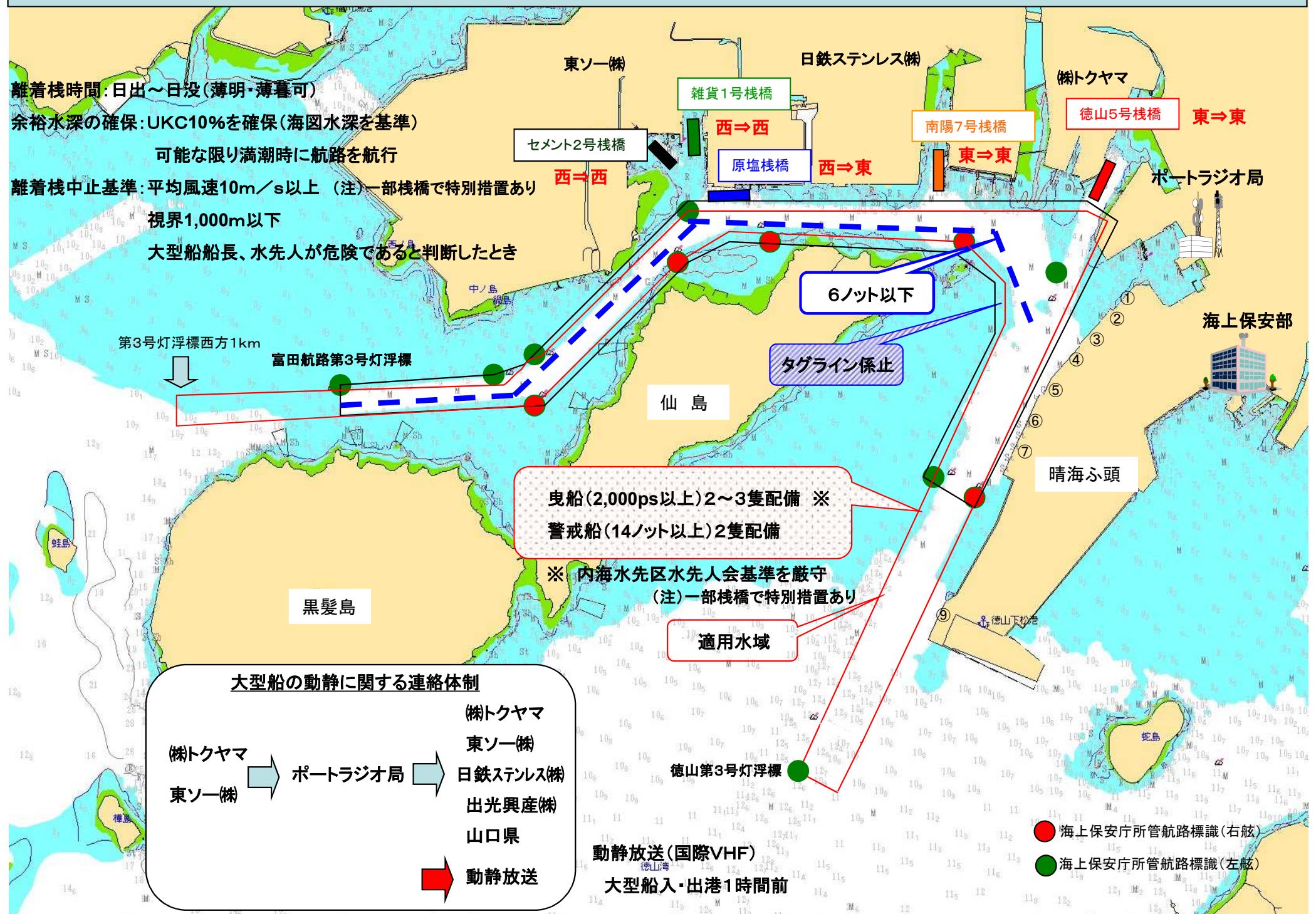
平成26年 7月 9日改正

平成31年 3月 6日改正

令和 4年 6月24日改正

令和 5年 7月28日別図一部変更（ただし、運用は徳山下松港徳山第3号灯浮標移設完了日とする）

仙島水道航行安全規約 【大型船の自主規制】



仙島水道航行安全規約 【大型船入・出港時における安全対策】



外国船舶安全対策検討委員会会則

第1条（名称）

本会は、外国船舶安全対策検討委員会と称する。

第2条（事務局）

本会の事務局は、徳山海上保安部に置く。

第3条（目的）

本会は、外国船舶による事故を防止するための必要な対策及び方法について協議することを目的とする。

第4条（委員等）

委員会は、委員及び顧問からなる。

2 委員は、周防地区において外国船舶を扱う企業、代理店等で周防地区海上安全対策協議会（以下「海安協」という。）会員名簿に記す会員とする。

3 顧問は、中国運輸局山口運輸支局及び徳山海上保安部とする。

第5条（意見聴取）

委員長は、学識経験者等に委員会の会議に陪席を要請し、必要に応じ本会の協議及び運営に對し、適切な助言を求めることができる。

第6条（委員長）

委員長は、委員の互選によるものとし、任期は2年とする。

第7条（会議）

会議は委員会とする。

2 会議は委員長が招集し、その議長を務める。

3 会議は委員長若しくは顧問が必要と認めたとき招集する。

第8条（議事録の作成及び海難防止対策部会長への報告）

委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は事務局が作成し、保管するものとする。

3 当該議事は、原則として、委員長が海安協総会開催時において海難防止対策部会長に報告するものとする。

第9条（情報連絡）

本会における委員・顧問間の連絡は、原則として、委員長の指示を受けて行う事務局からの一斉同報ファックスによるものとする。

第10条（経費）

本会の運営に必要な経費は、海安協会則第16条の規定による。ただし、同条に定める方法以外による場合は、本会において決定する。

第11条（細則）

この会則に定めるもののほか、委員会の事業の運営上必要な細則は、委員会の議決を得て委員長が別に定める。

附則1 本会は平成17年2月21日より施行する。

2 令和3年6月28日一部改正

台風・津波等対策検討委員会会則

第1条（名称）

本会は、台風・津波等対策検討委員会と称する。

第2条（事務局）

本会の事務局は、徳山海上保安部に置く。

第3条（目的）

本会は、台風、津波等異常な自然現象による乗揚げ、転覆等の海難を防止するための必要な対策及び方法について協議することを目的とする。

第4条（分科会）

本会に次の分科会を置く。

　徳山下松港分科会

　三田尻中関港分科会

第5条（委員等）

委員会は、委員及び顧問からなる。

2 委員及び顧問（地方自治体その他関係行政機関をいう。）は、徳山下松港及び三田尻中関港ごとに、周防地区海上安全対策協議会（以下「海安協」という。）会員名簿に記す会員とする。

3 委員及び顧問は、第4条に定めるそれぞれの分科会において活動する。

第6条（意見聴取）

委員長及び分科会長は、学識経験者等に会議に陪席を要請し、必要に応じ本会の協議及び運営に対し、適切な助言を求めることができる。

第7条（委員長及び分科会長）

委員長は分科会長の、また、分科会長は分科会員のそれぞれ互選によるものとし、任期は2年とする。

第8条（会議）

会議は委員会及び分科会とする。

(1) 会議は委員長又は分科会長が招集し、その議長を務める。

(2) 会議は委員長若しくは分科会長又は顧問が必要と認めたとき召集する。

第9条（議事録の作成及び海難防止対策部会長への報告）

委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は事務局が作成し、保管するものとする。

3 当該議事は、原則として、委員長が海安協総会開催時において海難防止対策部会長に報告するものとする。

第10条（情報連絡）

本会における委員・顧問間の連絡は、原則として、委員長又は分科会長の指示を受け行う事務局からの一斉同報ファックス又は一斉メールによるものとする。

第11条（経費）

本会の運営に必要な経費は、海安協会則第16条の規定による。ただし、同条に定める方法以外による場合は、委員会又は分科会において決定する。

第 12 条（細則）

この会則に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な細則は、それぞれ委員会の議決を得て委員長が別に定める。

附則 1 本会は平成 17 年 3 月 28 日より施行する。

2 令和 3 年 6 月 28 日一部改正

台風・津波等対策措置要領

1 目的

徳山下松港、三田尻中関港（各港境界付近を含む。以下同じ。）に影響を与える台風、津波、発達した低気圧等その他の異常気象により、災害の発生が予想される場合に、関係者が措置すべき事項を明示し、もって「台風・津波等対策検討委員会（以下「委員会」という。）会則」に定める目的を達成するものとする。

2 定義

(1) 気象情報

気象庁の発表する以下の情報をいう。

- ① 台風の進路、勢力、強風域等
- ② 津波の規模、観測値等
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）（備考参照）
- ④ 発達した低気圧の勢力、風力等
- ⑤ その他の異常気象に関する情報

(2) 船舶代理店等

船舶代理店、船主、船舶運航者、事業所等船舶を扱う者をいう。

(3) 港長

徳山下松港長及び三田尻中関港長をいう。

(4) 港内在泊船等

港内に停泊している船舶及び港内を航行している船舶その他港の境界付近にある船舶をいう。

(5) 小型船

プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない。）をいう。

(6) 一斉同報 FAX

エクスパダイト社による一斉同報 FAX サービスをいう。

(7) メール配信

各委員（担当者の登録メールアドレス）へのメール配信をいう。

(8) 助言

港則法第 39 条第 4 項に定める助言をいう。

3 気象情報の把握

本措置要領に規定する事項を万全に励行するため、平時において気象情報の把握に努めるものとする。

4 注意喚起、警戒体制等の発令基準

台風・津波・発達した低気圧に関する注意喚起、警戒体制等の発令基準は次のとおりとする。

【台風】

- (1) 警戒体制等は、警戒体制、特別警戒体制及び非常体制とする。
- (2) 注意喚起、警戒体制等の発令基準は、原則として、次のとおりとする。

なお、台風の強風域（平均 15 m/s 以上の風が吹いている範囲）に入ると予想される時刻の 48 時間前までに委員会又は分科会を開催し、警戒体制等の発令時期を協議決定するとともに、港内在泊船等の状況を考慮して、関係船舶の避難方法（避泊時の際に水先人、曳船の必要な船舶はこれらを確保するための事前調整を含む。）について検討する。この場合の委員会又は分科会は、原則として執務時間内に各分科会代表会員を招集して開催する。

① 注意喚起

強風域に入ると予想される時刻の 48 時間前までに発令する。

② 警戒体制

強風域に入ると予想される時刻の 6 時間前までに発令する。ただし、中心付近の最大風速が 40 m/s 以上で、かつ暴風警戒域に入ると予想される場合にあっては、強風域に入ると予想される時刻の 24 時間前までに特別警戒体制を発令する。

③ 非常体制

暴風域（平均 25 m/s 以上の風が吹いている範囲）に入ると予想される時刻の 6 時間前までに発令する。ただし、特別警戒体制発令時にあっては、暴風域に入ると予想される時刻の 12 時間前までに発令する。

- (3) 注意喚起、警戒体制等の発令は、港長が行う。

なお、これら体制の発令については、委員会又は分科会の検討結果を踏まえ行うものとする。ただし、第六管区海上保安本部長（以下「六本部長」という。）が、(2)②但し書に該当する台風の接近に際して勧告を発出した場合を除く。

【津波】

- (1) 体制は、警戒体制及び非常体制とする。
- (2) 各体制の発令基準は、原則として、次のとおりとする。

① 警戒体制

気象庁から山口県瀬戸内海沿岸に対し、津波注意報が発表された場合に発令する。

② 非常体制

気象庁から山口県瀬戸内海沿岸に対し、津波警報又は大津波警報が発表された場合に発令する。

- (3) 各体制は、津波注意報若しくは津波警報又は大津波警報が発表された時点をもって、それぞれ自動的に発令されたものとみなす。

【発達した低気圧】

- (1) 体制は、警戒体制及び非常体制とする。
- (2) 注意喚起及び各体制の発令基準は、原則として、次のとおりとする。

① 注意喚起

発達した低気圧が接近し、気象庁から瀬戸内海に海上風警報が発表された場合に

発令する。

(2) 警戒体制

発達した低気圧が接近し、気象庁から瀬戸内海に海上強風警報が発表され、平均15m/s以上の風が吹いているか、又は24時間以内にその状態になると予想される場合に発令する。

(3) 非常体制

発達した低気圧が接近し、気象庁から瀬戸内海に海上暴風警報が発表され、平均25m/s以上の風が吹いているか、又は24時間以内にその状態になると予想される場合に発令する。

(3) 注意喚起及び各体制の発令は、港長が行う。

なお、各体制の発令については、委員会委員長（以下「委員長」という。）の意見を踏まえ行うものとする。

5 情報の連絡

- (1) 前項に定める注意喚起及び各体制の発令、第8項に定める同解除、若しくは六本部長から発出された勧告及びこれに対する解除に係る情報連絡は、原則として、別図1「徳山下松港、三田尻中関港在泊船舶等に対する情報連絡系統図」により行うものとする。
- (2) 徳山下松港ポートラジオ局は、各体制の発令及び解除時において、船舶に対し国際VHFによる情報連絡を行う。
- (3) (一社)周南漁業無線協会は、各体制の発令及び解除時において、漁船に対し漁業無線による情報連絡を行う。

6 港内在泊船等の講ずるべき措置

注意喚起及び各体制が発令された場合にあっては、次のとおり措置するものとする。

【台風】

(1) 注意喚起

- ① 気象情報を収集し、台風の動向に留意する。
- ② 船舶代理店等関係先との連絡体制を確保する。

(2) 警戒体制（警戒勧告）

- ① 船舶は荒天準備を行い、避泊できる体制（水先人、曳船の手配等を含む。）を確保する。
- ② 外国船舶の船長は、船舶代理店等を経由して、動静等を海上保安部に連絡する。
- ③ 工事現場等については、資機材等の流出防止措置を講じる。
- ④ 避泊が困難な小型船は係留を強化するか、陸揚げ固縛する。
- ⑤ 設備を備えている全ての船舶は、次の事項を遵守する。
 - ・ 國際VHF 16 チャンネルを常時聴取のこと。
 - ・ レーダー等により自船の錨泊位置等を確認すること。
 - ・ 最新の台風情報、気象海象情報を収集し、突発的な事象に対応できるように備えること。

(3) 特別警戒体制（早期警戒勧告）

(2)に掲げる事項のほか、できる限り台風の影響を受けにくい安全な海域への避難に心がけること。特に、大型船舶は内湾における避難を極力避けること。

(4) 非常体制（避難勧告）

- ① 船舶は、直ちに港内又は港外の安全な場所に避難する。
- ② 外国船舶の船長は、船舶代理店等を経由して、避難状況等を海上保安部に連絡する。
- ③ 設備を備えている全ての船舶は、次の事項を遵守する。
 - ・ 国際VHF 16 チャンネルを常時聴取のこと。
 - ・ 鎚泊している船舶は走錨防止のため、自船の錨泊位置等を連続監視すること。
 - ・ 機関はスタンバイ状態とし、直ちに運航できる体制を保持すること。
 - ・ 最新の台風情報、気象海象情報を収集し、突発的な事象に対応できるように備えること。

(5) 六本部長による勧告が発出された場合の措置

次に掲げる船舶は、瀬戸内海から出域し、若しくは瀬戸内海の安全な海域に避難すること。また、これら船舶以外の船舶（小型船を除く。）にあっても、できる限り同様の措置を講ずるものとする。

- ① 長さ 160 m以上の自動車運搬船、コンテナ船及びタンカー（タンク船を含む。）
- ② 長さ 200 m以上の客船、フェリー及び貨物船
- ③ 総トン数5万トン以上の油タンカー
- ④ 総トン数2万5千トン以上の液化ガス船

【津波】

(1) 警戒体制（警戒勧告）

- ① 関連情報を収集するとともに、船舶代理店等関係先との連絡体制を確保する。
- ② 入港しようとする船舶及び出港中の船舶は、港外の安全な場所に避難する。
- ③ 鎚泊中の船舶及び浮標係留中の船舶は、機関を使用し危険を回避できる体制を確保する。
- ④ 荷役中を除く係留中の船舶は、係留を強化する。
なお、小型船にあっては、できる限り陸揚げのうえ固縛措置を講ずるものとすると、時間的余裕のない小型船については係留を強化する。
- ⑤ 荷役中の船舶は、直ちに荷役を中止し荷役設備を切り離すとともに、係留を強化する。
- ⑥ ③～⑤において時間的余裕のある船舶（小型船を除く。）については、できる限り港外の安全な場所に避難する。
- ⑦ 設備を備えている全ての船舶は、次の事項を遵守する。
 - ・ 国際VHF 16 チャンネルを常時聴取のこと。
 - ・ レーダー等により自船の錨泊位置等を確認すること。
- ⑧ 工事現場等において、陸上の安全な場所に避難する時間的余裕のある場合は、資機材の流出防止措置を講じる。
- ⑨ 水深に余裕のない船舶は、港外の安全な場所に自主的に避難する。

(2) 非常体制（避難勧告）

- ① 関連情報を収集するとともに、船舶代理店等関係先との連絡体制を確保する。
 - ② 入港しようとする船舶及び出港中の船舶は、港外の安全な場所に避難する。
 - ③ 锚泊中の船舶及び浮標係留中の船舶は、港外の安全な場所に避難する。ただし、時間的余裕のない船舶については、機関を使用し危険を回避できる体制を確保する。
 - ④ 荷役中を除く係留中の船舶は、港外の安全な場所に避難する。ただし、時間的余裕のない船舶については、係留を強化する。
 - ⑤ 荷役中の船舶は、直ちに荷役を中止し荷役設備を切り離すとともに、港外の安全な場所に避難する。ただし、時間的に余裕のない船舶については、荷役設備を切り離したのちに係留を強化する。
 - ⑥ ③から⑤において、港内に在泊又は港外の安全な場所に避難できなかった船舶（小型船を除く。）は、船舶代理店等を経由して、その旨を海上保安部に連絡する。
 - ⑦ 設備を備えている全ての船舶は、次の事項を遵守する。
 - ・ 國際VHF 16 チャンネルを常時聴取のこと。
 - ・ レーダー等により自船の锚泊位置等を確認すること。
 - ⑧ 工事現場等において、陸上の安全な場所に避難する時間的余裕のある場合は、資機材の流出防止措置を講じる。
- (3) 避難経路及び避難海域
- 避難経路及び避難海域は、原則として別図2のとおりとする。
- (4) 避難に際しての安全確保
- ① 近接する係留施設においては、避難船舶同士の事故を防止するため、別図3のとおり地域避難連係ブロックを形成し、円滑な避難に資するものとする。
 - ② 避難経路上の各港界線（港の境界をいう。）付近において、海上保安部所属巡視艇は安全指導にあたる。
 - ③ 各体制発令後、港界線付近に到達し、自船の安全を確保した船舶は、可能な限りにおいて避難船舶に対する情報提供等に努めるものとする。
- (5) 臨時情報発表時における対応
- 各体制の発令の有無にかかわらず、気象庁から 臨時情報（調査中）、同（巨大地震警戒）、同（巨大地震注意）又は同（調査終了）、あるいはこれらに関連する情報が発表された場合の港長からの情報連絡の方法は、「5 情報の連絡」を準用する。
- なお、港長は、各体制が発令されていない状況下にあって臨時情報（調査中）又は同（巨大地震注意）が発表された場合は、「今後の気象庁発表に留意するとともに、関係先との連絡体制を確保すること」を通知、また、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、これらに加え「避難準備に万全を期すること」（直ちに運航できる体制を確保することをいう。）を勧告するものとする。ただし、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合にあっては、各体制が発令された時点をもって港外その他安全な海域への避難が困難であると予想される船舶は、避難を開始するものとする。
- (6) 水先人の乗船及び曳船の支援を必要とする大型船舶の執るべき措置
- 運航にあたり水先人の乗船及び曳船の支援を必要とする大型船舶は、荷役設備の切離し、離岸（桟）作業等に要する時間、運動性能等にあって、その他の船舶より劣位にあることから、可能な限りの範囲において適切な避難行動が執れるよう、係留施設の管理者その他関係者は、前各項の定めによるほか、別添「津波対策に係る大型船舶避難基

準」に掲げる措置を講ずるものとする。

【発達した低気圧】

- (1) 注意喚起
 - ① 気象情報を収集し、発達した低気圧の動向等に留意する。
 - ② 船舶代理店等関係先との連絡体制を確保する。
- (2) 警戒体制（警戒勧告）
 - ① 船舶は荒天準備を行い、避泊できる体制（水先人、曳船の手配等を含む。）を確保する。
 - ② 外国船舶の船長は、船舶代理店等を経由して、動静等を海上保安部に連絡する。
 - ③ 工事現場等については、資機材等の流出防止措置を講じる。
 - ④ 避泊が困難な小型船は係留を強化するか、陸揚げ固縛する。
 - ⑤ 設備を備えている全ての船舶は、次の事項を遵守する。
 - ・ 國際VHF 16 チャンネルを常時聴取のこと。
 - ・ レーダー等により自船の錨泊位置等を確認すること。
 - ・ 気象海象情報等を収集し、突発的な事象に対応できるように備えること。
- (3) 非常体制（避難勧告）
 - ① 船舶は、直ちに港内又は港外の安全な場所に避難する。
 - ② 外国船舶の船長は、船舶代理店等を経由して、避難状況等を海上保安部に連絡する。
 - ③ 設備を備えている全ての船舶は、次の事項を遵守する。
 - ・ 國際VHF 16 チャンネルを常時聴取のこと。
 - ・ 錨泊している船舶は走錨防止のため、自船の錨泊位置等を連續監視すること。
 - ・ 機関はスタンバイ状態とし、直ちに運航できる体制を保持すること。
 - ・ 気象海象情報等を収集し、突発的な事象に対応できるように備えること。

7 岸壁管理者その他関係者が講ずるべき措置

注意喚起及び各体制が発令された場合の岸壁管理者及びその他関係者（地方自治体その他関係行政機関をいう。）は、地域防災計画及び石油コンビナート等防災計画に定める事項のほか、次のとおり措置するものとする。

【台風】

- (1) 注意喚起
気象情報を収集し、台風の動向に留意する。
- (2) 警戒体制及び特別警戒体制
当該施設にある資機材等の飛散、転倒、海上への流出防止等の措置を講ずる。
- (3) 非常体制
当該施設にある資機材等の海上への流出防止のための厳重な監視体制を強化する。

【津波】

- (1) 陸上避難時における避難場所の周知等
船舶が港外の安全な場所に避難する時間的余裕がなく陸上に避難することを想定し、

あらかじめ避難場所、経路等につき船舶代理店等を通じて周知しておくこと。

(2) 支援

港内在泊船等の避難が円滑に行えるよう沿岸部において、係留索の解除、係留の強化等これを支援する。

【発達した低気圧】

(1) 注意喚起

気象情報を収集し、発達した低気圧の動向等に留意する。

(2) 警戒体制

当該施設にある資機材等の飛散、転倒、海上への流出防止等の措置を講ずる。

(3) 非常体制

当該施設にある資機材等の海上への流出防止のための厳重な監視体制を強化する。

8 各体制の解除

(1) 港長は、委員長の意見を踏まえ各体制を解除する。

なお、この場合、台風及び発達した低気圧にあっては通過後における進路、風速等の状況から、また、津波にあっては津波到達時の津波の高さ、その後の時間経過等の状況から、新たな災害が発生する可能性が低いと認められ、かつ、港湾施設の異常の有無、航路障害物の有無等を調査した結果、安全が確保されていると認められる場合は、海域ごとに解除するものとする。ただし、台風及び発達した低気圧にあって非常体制を解除し、状況により警戒体制を再度発令した場合に講ずるべき措置は港内在泊船等（小型船を除く。）を対象とし、これが解除されるまで、直ちに運航できる体制を維持するとともに、船舶代理店等との連絡体制を保持しておくものとする。

(2) 各体制の解除に係る情報は、発令時に準じた方法で伝達する。

(参考資料)

各体制等の区分、発令基準及び措置内容一覧表並びに津波対策に係る大型船舶避難基準については、別添1、別添2及び別添3のとおりである。

附則1 本要領は、平成17年6月30日から施行する。

2 本要領は、平成20年4月1日から施行する。

3 本要領は、平成24年3月5日から施行する。

4 本要領は、令和2年7月7日から施行する。

5 本要領は、令和3年7月1日から施行する。

6 本要領は、令和4年7月1日から施行する。

7 本要領は、令和5年6月15日から施行する。（別図3変更）

(備考)

南海トラフの想定震源域のプレート境界面において、速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8以上の地震が発生し、又は通常とは異なる「ゆっくりすべり」等を観測した

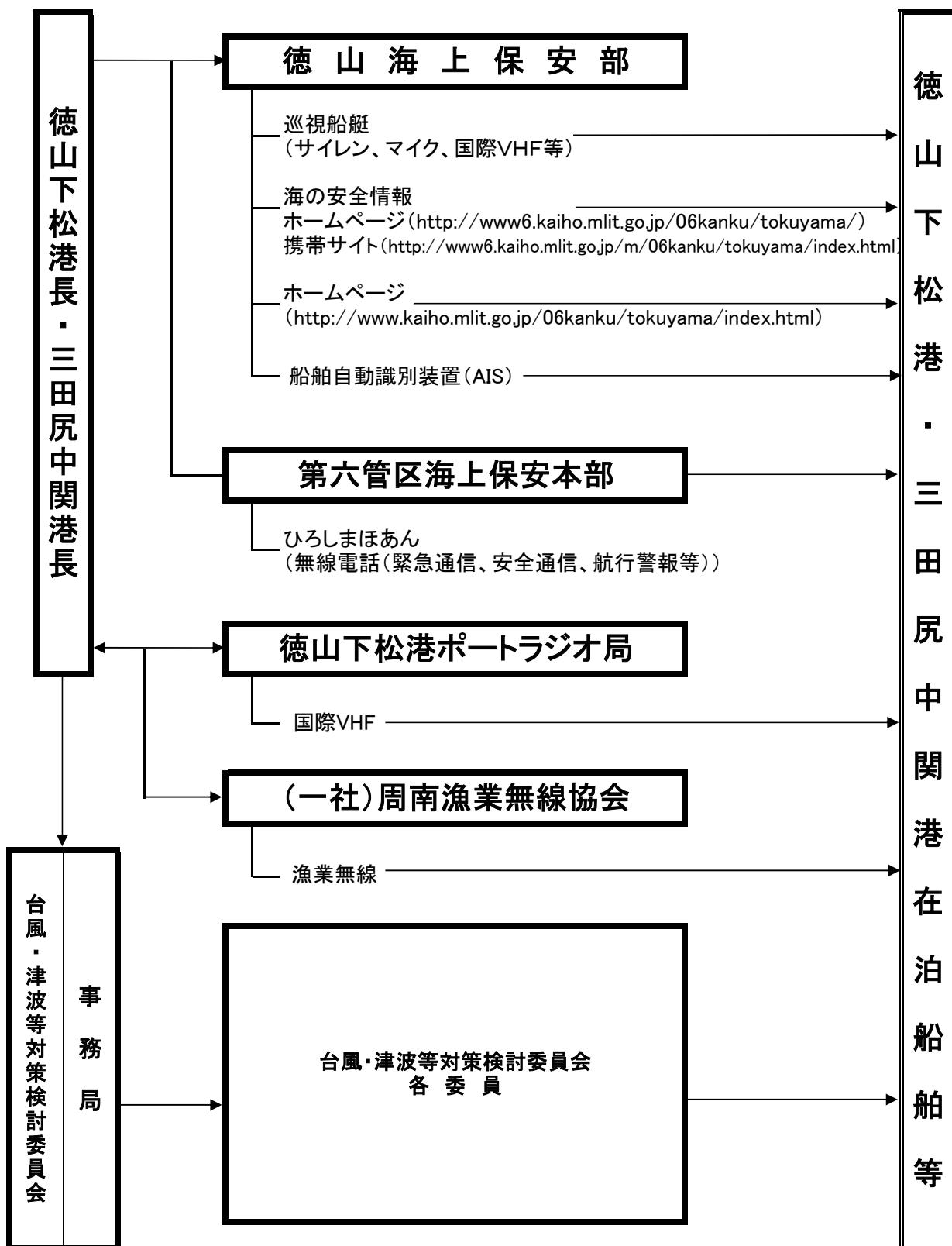
際に、気象庁から南海トラフとの関連性について調査を開始する旨の情報を「臨時情報（調査中）」という。その後発生した現象について評価を行うため、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」が開催され、その評価結果に関する情報を「臨時情報（巨大地震警戒）」（※1）、「臨時情報（巨大地震注意）」（※2）及び「臨時情報（調査終了）」（巨大地震警戒又は巨大地震注意のいずれにもあてはまらない現象と評価された場合）という。

なお、これら関連情報を提供した後の状況の推移等を発表する場合、あるいは「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、臨時情報を発表する場合を除く。）には、「南海トラフ地震関連解説情報」が提供されることとなっている。

※1 臨時情報（巨大地震警戒）とは、巨大地震の発生に警戒が必要な場合（南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合）をいう。

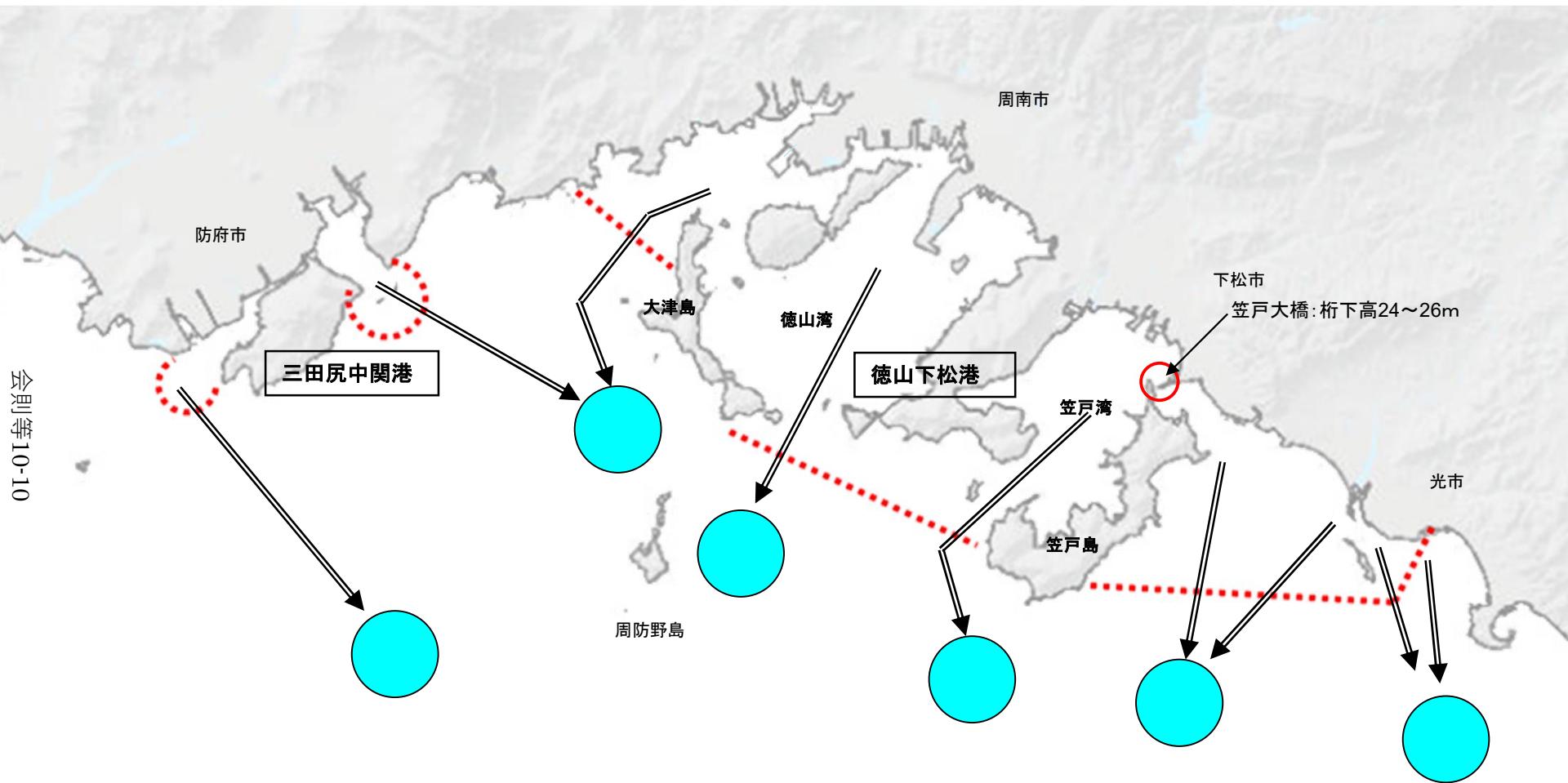
※2 臨時情報（巨大地震注意）とは、巨大地震の発生に注意が必要な場合（南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード 7.0 以上 8.0 未満の地震や、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等）をいう。

徳山下松港、三田尻中関港在泊船舶等に対する情報連絡系統図



※徳山下松港ポートラジオ局から、船舶に対し警戒体制等の発令、解除の情報連絡を行う。
 ※(一社)周南漁業無線協会から、漁船に対し警戒体制等の発令、解除の情報連絡を行う。
 ※事務局から各委員への情報連絡は、原則として一斉同報FAX及びメール配信にて行う。

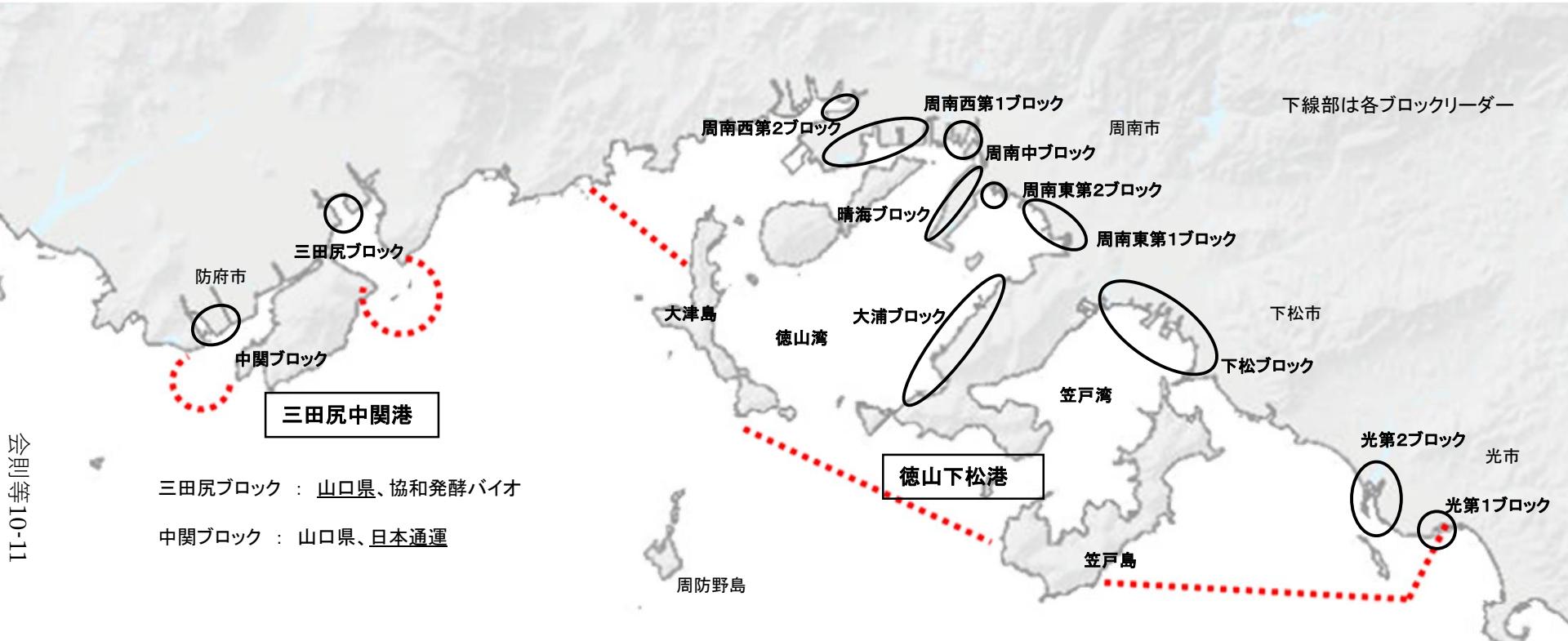
避難経路及び避難海域



注1 笠戸湾北部に在泊している船舶のうち、笠戸島東方に避難する経路を選択する方が望ましい場合は、笠戸大橋経由とする。

注2 徳山湾内に在泊している船舶は、日鉄ステンレス周南エリアを境界として、同社以東(同社を除く)は岩島方面を、同社以西は大津島北方面を避難経路とする。

地域避難連係ブロック



三田尻ブロック : 山口県、協和発酵バイオ

中関ブロック : 山口県、日本通運

周南東第1ブロック : 出光興産

周南東第2ブロック : 日本ゼオン、トクヤマ、日本化学、山口県(東晴海物揚場)

大浦ブロック : 出光興産、日本精蝶

晴海ブロック : 山口県(晴海岸壁・物揚場)

周南中ブロック : トクヤマ、三井化学徳山分工場

周南西第1ブロック : 東ソー、日鉄ステンレス周南エリア

周南西第2ブロック : 東ソー、徳山積水、レゾナック

下松ブロック : ENEOS、東洋鋼鉄、山口県(下松埠頭)

光第1ブロック : 武田薬品工業、山口県(光井岸壁)

光第2ブロック : 日鉄ステンレス光エリア、山口県(島田岸壁)

台風に係る体制等の区分、発令基準及び措置内容一覧表

体制等の区分	発 令 基 準		措 置 内 容 等
注意喚起	強風域（平均 15 m/s 以上の風が吹いている範囲）に入ると予想される時刻の 48 時間前までに発令する。		<ul style="list-style-type: none"> ① 気象情報を収集し、台風の動向に留意する。 ② 船舶代理店等関係先との連絡体制を確保する。
警戒体制	(最大風速 40 m/s 未満の場合) 強風域に入ると予想される時刻の 6 時間前までに発令する。	警戒勧告	<ul style="list-style-type: none"> ① 船舶は荒天準備を行い、避泊できる体制（水先人、曳船の手配等を含む。）を確保する。 ② 外国船舶の船長は、船舶代理店等を経由して、動静等を海上保安部に連絡する。 ③ 工事現場等については、資機材等の流出防止措置を講じる。 ④ 避泊が困難な小型船は、係留を強化するか、陸揚げ固縛する。 ⑤ 設備を備えている全ての船舶は、次の事項を遵守する。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際 VHF 16 チャンネルを常時聴取のこと。 ・レーダー等により自船の錨泊位置等を確認すること。 ・最新の台風情報、気象海象情報を収集し、突発的な事象に対応できるように備えること。
特別警戒体制	(最大風速 40 m/s 以上の場合) 強風域に入ると予想される時刻の 24 時間前までに発令する。	早期警戒勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒体制に掲げる事項のほか、できる限り台風の影響を受けにくい安全な海域への避難に心がけること。特に、大型船舶は内湾における避難を極力避けること。
非常体制	(警戒体制発令時) 暴風域（平均 25 m/s 以上の風が吹いている範囲）に入ると予想される時刻の 6 時間前までに発令する。 (特別警戒体制発令時) 暴風域に入ると予想される時刻の 12 時間前までに発令する。	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ① 船舶は、直ちに港内又は港外の安全な場所に避難する。 ② 外国船舶の船長は、船舶代理店等を経由して、避難状況等を海上保安部に連絡する。 ③ 設備を備えている全ての船舶は、次の事項を遵守する。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際 VHF 16 チャンネルを常時聴取のこと。 ・錨泊している船舶は走錨防止のため、自船の錨泊位置等を連続監視すること。 ・機関はスタンバイ状態とし、直ちに運航できる体制を保持すること。 ・最新の台風情報、気象海象情報を収集し、突発的な事象に対応できるように備えること。

(注) 海上保安庁長官による勧告発出

中心付近の最大風速が40m/s以上で、かつ暴風域を伴う台風が周防地区を含む瀬戸内海西部を通過すると予想される場合は、

強風域が入ると予想される時刻の24時間前程度に特定船舶に対し、海上保安庁長官（第六管区海上保安本部長）から勧告が発出される。この場合、特定船舶は瀬戸内海から出域し若しくは瀬戸内海の安全な海域に避難する。

※特定船舶

①長さ 160m 以上の自動車運搬船、コンテナ船及びタンカー（タンク船を含む。）

②長さ 200m 以上の客船、フェリー及び貨物船

③総トン数 5万トン以上の油タンカー

④総トン数 2万 5千トン以上の液化ガス船

津波に係る体制の区分、発令基準及び措置内容一覧表

体制の区分	発令基準		措置内容等
警戒体制	気象庁から山口県瀬戸内海沿岸に対し、津波注意報が発表された場合に発令する。	警戒勧告	<p>① 関連情報、津波情報を収集し、船舶代理店等関係先との連絡体制を確保する。</p> <p>② 入港しようとする船舶及び出港中の船舶は、港外の安全な場所に避難する。</p> <p>③ 锚泊中の船舶及び浮標係留中の船舶は、機関を使用し危険を回避できる体制を確保する。</p> <p>④ 荷役中を除く係留中の船舶は、係留を強化する。</p> <p>なお、小型船にあっては、できるかぎり陸揚げのうえ固縛措置を講ずるものとするが、時間的余裕のない小型船については係留を強化する。</p> <p>⑤ 荷役中の船舶は、直ちに荷役を中止し荷役設備を切り離すとともに、係留を強化する。</p> <p>⑥ ③から⑤において、時間的余裕のある船舶（小型船を除く。）については、できるかぎり港外の安全な場所に避難する。</p> <p>⑦ 設備を備えている全ての船舶は、次の事項を遵守する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際VHF16チャンネルを常時聴取のこと。 ・レーダー等により自船の锚泊位置等を確認すること。 <p>⑧ 工事現場等において、陸上の安全な場所に避難する時間的余裕のある場合は、資機材の流出防止措置を講じる。</p> <p>⑨ 水深に余裕のない船舶は、港外の安全な場所に自主的に避難する。</p>
非常体制	気象庁から山口県瀬戸内海沿岸に対し、津波警報又は大津波警報が発表された場合に発令する。	避難勧告	<p>① 関連情報、津波情報を収集し、船舶代理店等関係先との連絡体制を確保する。</p> <p>② 入港しようとする船舶及び出港中の船舶は、港外の安全な場所に避難する。</p> <p>③ 锚泊中の船舶及び浮標係留中の船舶は、機関を使用し危険を回避できる体制を確保する。</p> <p>④ 荷役中を除く係留中の船舶は、港外の安全な場所に避難する。ただし、時間的余裕のない船舶については係留を強化する。</p> <p>⑤ 荷役中の船舶は、直ちに荷役を中止し荷役設備を切り離すとともに、港外の安全な場所に避難する。ただし、時間的余裕のない船舶については、荷役設備を切り離したのちに係留を強化する。</p> <p>⑥ ③から⑤において、港内に在泊又は港外の安全な場所に避難できなかった船舶（小型船を除く。）は、船舶代理店等を経由して、その旨を海上保安部に連絡する。</p> <p>⑦ 設備を備えている全ての船舶は、次の事項を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際VHF16チャンネルを常時聴取のこと。 ・レーダー等により自船の锚泊位置等を確認すること。 <p>⑧ 工事現場等において、陸上の安全な場所に避難する時間的余裕のある場合は、資機材の流出防止措置を講じる。</p>

【津波対策措置フロー図】

気象庁予報区：山口県瀬戸内海沿岸

津波注意報：0.2m以上 1 m以下

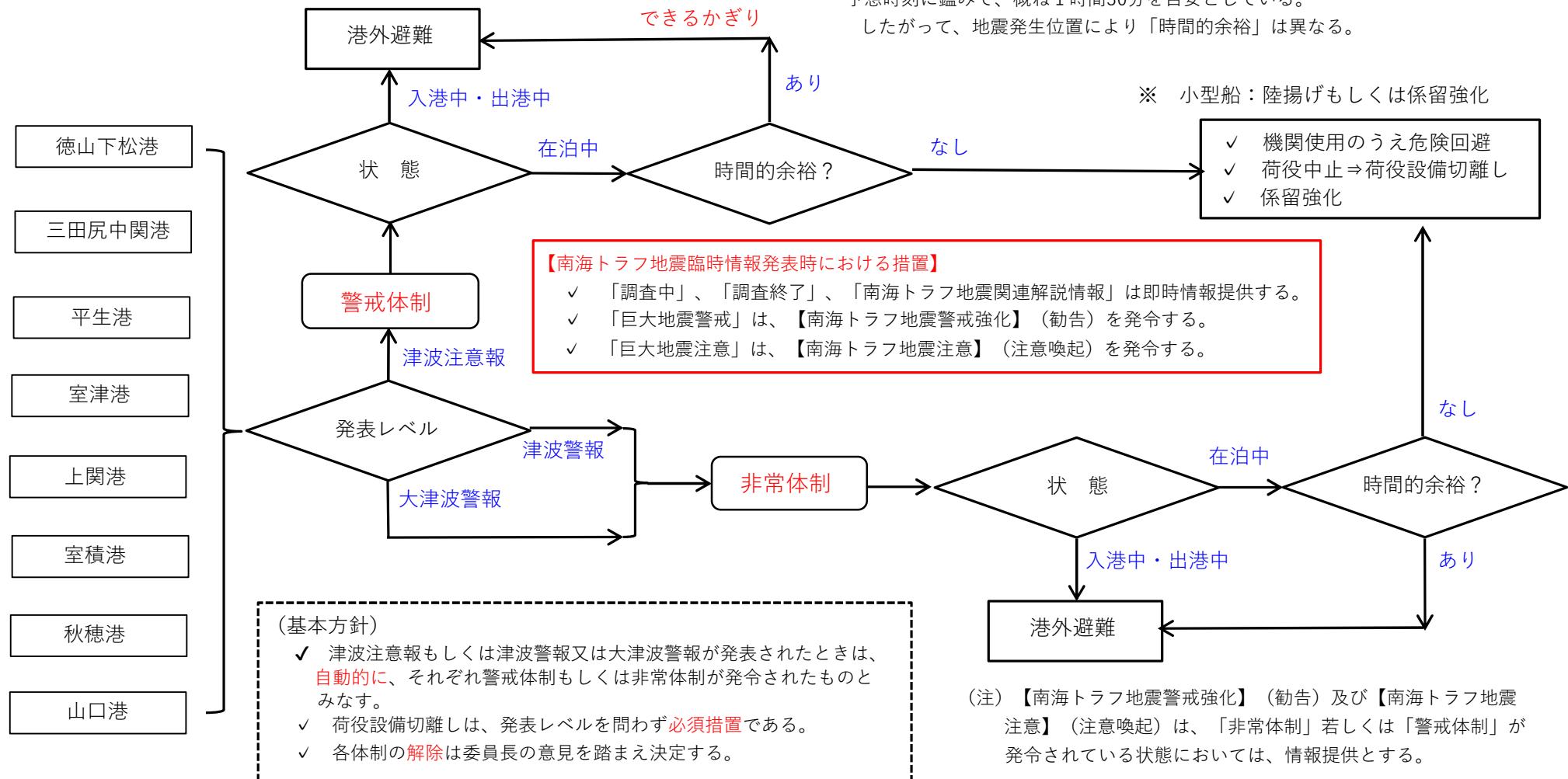
津波警報：1mを超えて3m以下「高い」

大津波警報：3mを超える「巨大」

平生、室津、上関、室積、秋穂、山口各港にあっては、徳山海上保安部長発出の「異常気象等発生時における措置要領」（令和3年7月1日施行）による。

(注) 「時間的余裕」とは、南海トラフ地震発生の場合における津波の第1波到達予想時刻に鑑みて、概ね1時間30分を目安としている。
したがって、地震発生位置により「時間的余裕」は異なる。

※ 小型船：陸揚げもしくは係留強化



津波対策に係る大型船舶避難基準

1 平時における措置

当該大型船舶が入港した場合には、その都度、避難行動にあたり参考となる以下に掲げる内容について確認する。

- (1) 船舶の性能（最大速力、スラスターの有無及び馬力）
- (2) 船長の資質（当該港への入港経験及び操船能力）
- (3) 避難支援体制（水先人乗船及び曳船手配の可否、綱放し要員の確保）
- (4) 着岸（桟）中における岸壁の天端高 ※水面から岸壁上面までの最短距離をいう。
- (5) 避難に要する時間（荷役設備の切離し、港界線までの移動所要時間）

2 体制発令時における措置

各体制発令時にあって迅速かつ適切な対応が執れるよう、以下に掲げる内容について、あらかじめ定めておく。

- (1) 発令レベルに応じた避難方法
- (2) 係留状態で避難する場合の係留方法
- (3) 锚泊又は浮標係留状態で避難する場合の避難場所の選定

3 臨時情報発表時における措置

以下に掲げる内容について、あらかじめ定めておく。

なお、先行避難（「(5)臨時情報発表時における対応」但し書に記す措置をいう。）の場合は、その旨海上保安部へ連絡するものとする。

- (1) 臨時情報発表に基づく注意喚起及び勧告に対する具体的措置
- (2) 避難時期及び避難海域
- (3) 避難中の支援態勢

(参考) 状況別措置例 (策定モデル)

【発令レベルに応じた避難方法】

パターン1 : 港界線までの移動所要時間が90分以内で、水先人(バースマスターを含む。

以下同じ。)、曳船のいずれも不要である場合

- ・ 警戒体制（警戒勧告）（津波注意報発表時）
港外へ避難する。
- ・ 非常体制（避難勧告）（津波警報発表時）
港外へ避難する。
- ・ 非常体制（避難勧告）（大津波警報発表時）
港外へ避難する。

パターン2 : 港界線までの移動所要時間が90分を超え、水先人、曳船のいずれも不要である場合

- ・ 警戒体制（警戒勧告）（津波注意報発表時）
係留状態で避難する。
- ・ 非常体制（避難勧告）（津波警報発表時）
係留状態で避難、若しくは船長判断により港内で避難（投錨（浮標係留を含む。）のうえ機関を使用して津波に向首し対抗する。以下同じ。）する。
- ・ 非常体制（避難勧告）（大津波警報発表時）
係留状態で避難、若しくは港内で避難する。

パターン3 : 港界線までの移動所要時間が90分以内で、水先人は不要、曳船は必要とする場合

- ・ 警戒体制（警戒勧告）（津波注意報発表時）
港外へ避難する。ただし、曳船が現場に滞在していない場合は、係留状態で避難する。
- ・ 非常体制（避難勧告）（津波警報発表時）
港外へ避難する。ただし、曳船が現場に滞在していない場合は、係留状態で避難する。
- ・ 非常体制（避難勧告）（大津波警報発表時）
港外へ避難する。ただし、曳船が現場に滞在していない場合は、係留状態で避難する。

パターン4 : 港界線までの移動所要時間が90分を超え、水先人は不要、曳船は必要とす

る場合

- ・ 警戒体制（警戒勧告）（津波注意報発表時）
係留状態で避難する。
- ・ 非常体制（避難勧告）（津波警報発表時）
係留状態で避難、若しくは曳船が現場に滞在している場合は、船長判断により港内で避難する。
- ・ 非常体制（避難勧告）（大津波警報発表時）
係留状態で避難、若しくは曳船が現場に滞在している場合は、船長判断により港内で避難する。

パターン5：港界線までの移動所要時間が90分以内で、水先人、曳船のいずれも必要とする場合

- ・ 警戒体制（警戒勧告）（津波注意報発表時）
曳船及び水先人が現場に滞在している場合（水先人にあっては、乗船中若しくは大型船舶の着岸（桟）係留施設に臨場している場合に限る。以下同じ。）は港外へ避難する。
なお、曳船あるいは水先人のいずれかが現場に滞在していない場合は、係留状態で避難する。
- ・ 非常体制（避難勧告）（津波警報発表時）
曳船及び水先人が現場に滞在している場合は港外へ避難する。
なお、曳船あるいは水先人のいずれかが現場に滞在していない場合は、係留状態で避難する。
- ・ 非常体制（避難勧告）（大津波警報発表時）
曳船及び水先人が現場に滞在している場合は港外へ避難する。
なお、曳船あるいは水先人のいずれかが現場に滞在していない場合は、係留状態で避難する。

パターン6：港界線までの移動所要時間が90分を超え、水先人、曳船のいずれも必要とする場合

- ・ 警戒体制（警戒勧告）（津波注意報発表時）
係留状態で避難する。
- ・ 非常体制（避難勧告）（津波警報発表時）
係留状態で避難、若しくは曳船及び水先人が現場に滞在している場合は、船長判断により港内で避難する。

- ・ 非常体制（避難勧告）（大津波警報発表時）
係留状態で避難、若しくは曳船及び水先人が現場に滞在している場合は、船長判断により港内で避難する。

【係留状態で避難する場合の係留方法】

各索を増し取り又は増し締めするとともに、スプリング索及びブレスト索を長めとする。

【錨泊又は浮標係留状態で避難する場合の避難場所の選定】

錨泊又は浮標係留状態で避難する場合には、喫水と引き波による潮位を勘案のうえ、底触を避けることができる水深を有し、かつ通航路を外した水域に避難する。

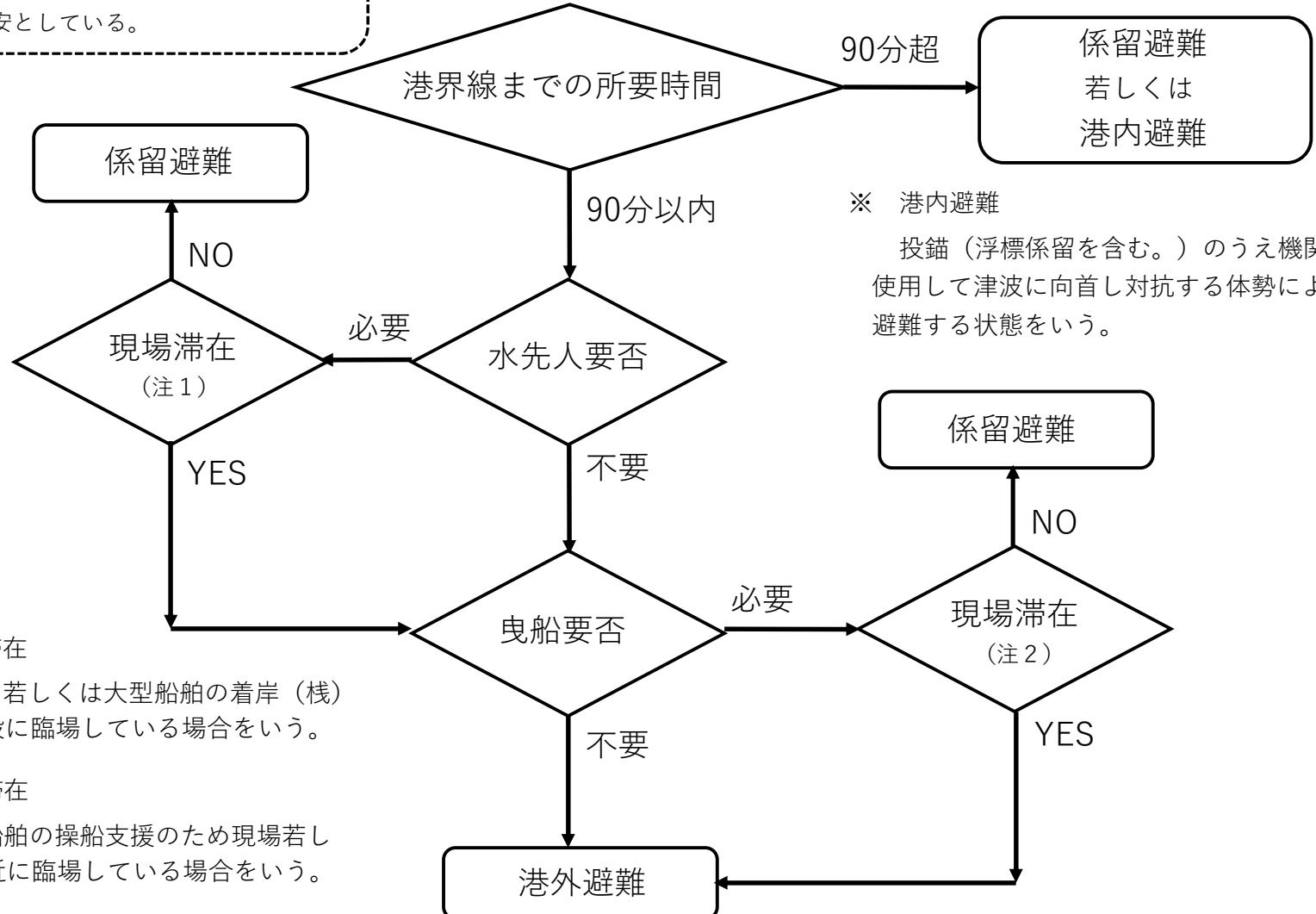
【臨時情報発表時における措置】

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、その後発表される南海トラフ地震関連解説情報の内容を踏まえて、原則として港外の安全な海域に避難するものとする。一方、臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、原則として、前記「体制発令時における措置」により対応するものとする。

【大型船舶避難可否判断基本フロー図】

周防地区への第1波は南海トラフ地震が発生して約2時間後に到達すると予想されているため、安全な海域に向かうべく、港界線までの移動所要時間は90分を目安としている。

(注1) 大型船舶とは、運航にあたり水先人・曳船を必要とする船舶をいう。
 (注2) 水先人にはバースマスターを含むものとする。



発達した低気圧に係る体制等の区分、発令基準及び措置内容一覧表

体制等の区分	発 令 基 準		措 置 内 容 等
注意喚起	発達した低気圧が接近し、気象庁から瀬戸内海に海上風警報が発表された場合に発令する。		<ul style="list-style-type: none"> ① 気象情報を収集し、発達した低気圧の動向等に留意する。 ② 船舶代理店等関係先との連絡体制を確保する。
警戒体制	発達した低気圧が接近し、気象庁から瀬戸内海に海上強風警報が発表され、平均 15 m/s 以上の風が吹いているか、又は 24 時間以内にその状態になると予想される場合に発令する。	警戒勧告	<ul style="list-style-type: none"> ① 船舶は荒天準備を行い、避泊できる体制（水先人、曳船の手配等を含む。）を確保する。 ② 外国船舶の船長は、船舶代理店等を経由して、動静等を海上保安部に連絡する。 ③ 工事現場等については、資機材等の流出防止措置を講じる。 ④ 避泊が困難な小型船は係留を強化するか、陸揚げ固縛する。 ⑤ 設備を備えている全ての船舶は、次の事項を遵守する。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際 VHF 16 チャンネルを常時聴取のこと。 ・レーダー等により自船の錨泊位置等を確認すること。 ・気象海象情報を収集し、突発的な事象に対応できるように備えること。
非常体制	発達した低気圧が接近し、気象庁から瀬戸内海に海上暴風警報が発表され、平均 25 m/s 以上の風が吹いているか、又は 24 時間以内にその状態になると予想される場合に発令する。	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ① 船舶は、直ちに港内または港外の安全な場所に避難する。 ② 外国船舶の船長は、船舶代理店等を経由して、避難状況等を海上保安部に連絡する。 ③ 設備を備えている全ての船舶は、次の事項を遵守する。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際 VHF 16 チャンネルを常時聴取のこと。 ・錨泊している船舶は走錨防止のため、自船の錨泊位置等を連續監視すること。 ・機関はスタンバイ状態とし、直ちに運航できる体制を保持すること。 ・気象海象情報を収集し、突発的な事象に対応できるように備えること。

排出油等防除部会規約

(趣旨)

第1条 本部会は、周防地区及びその周辺海域において大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議し、かつその活動を推進することを目的とする。

(業務)

第2条 本部会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等防除マニュアルの作成に関すること。
 - イ 情報の共有
 - ロ 人員・施設・機材の動員、輸送
 - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
- ニ その他必要事項
- (2) 排出油等防除に必要な施設・機材の整備に関すること。
- (3) 排出油等防除の調整に関すること。
- (4) 排出油等防除に関する研修及び訓練に関すること。
- (5) その他排出油等防除に必要な事項

(審議事項)

第3条 本部会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 第2条に掲げる業務に関すること。
- (3) その他部会長が必要と認める事項

(資料の提出)

第4条 会員機関は、毎年3月31日現在の次の資料を速やかに部会長に提出するものとする。

- (1) 施設・機材の整備・保有状況
- (2) 情報連絡体制
- (3) その他参考事項

(訓練)

第5条 排出油等事故発生時における会員機関の防止活動の技術向上を図るため、毎年1回以上訓練を行うものとする。

(区域の設定)

第6条 本部会の活動を円滑、かつ、効果的に実施するため周防地区を次のとおり区分する。

- (1) 熊毛区 山口県熊毛郡の地先海域をいう。
- (2) 光・下松区 山口県光市、下松市の地先海域をいう。
- (3) 周南区 山口県周南市の地先海域をいう。
- (4) 山口・防府区 山口県山口市、防府市の地先海域をいう。

2 幹事は、各区を代表してその調整を行う。

(情報提供)

第7条 会長は、油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会員に対し、速やかに事故に関する情報を通知する。

2 情報提供は、原則として一斉同報ファックスにより行うものとする。

(調整本部の設置及び活動の調整)

第8条 会長は、油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、直ちに調整本部を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

(排出油等防除活動の実施)

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

4 各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施するものとする。

(防除支援協定及び相互応援協定)

第10条 会長は、本部会の活動を円滑、かつ、効果的に実施するため、防災関係機関との防除支援協定及び隣接の排出油等の防除に関する協議会との相互応援協定を締結することができる。

2 前項に係る支援協力及び相互応援に係る要請等は、会長が決定するものとする。

(求償事務)

第11条 会員機関の防除活動に要した経費の求償に関する事務は、原則として各会員機関が処理するものとする。ただし、部会長が必要と認めた場合は、本部会により調整を図るものとする。

(災害補償)

第12条 防除活動を実施した者が、そのために死亡し負傷し、若しくは病気にかかり又は重度障害になった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるほか、当該被災した者が所属する会員機関が当たるものとする。

附則

- 1 この規約は、昭和63年6月1日から施行する。
- 2 平成10年5月22日一部改正
- 3 平成15年6月24日一部改正
- 4 平成17年3月28日一部改正
- 5 平成18年5月17日一部改正
- 6 平成20年4月18日一部改正
- 7 平成24年3月5日一部改正
- 8 令和3年7月1日一部改正

排出油等防除の相互応援に関する協定書

周南地区海上安全対策協議会と閲門・宇部海域排出油等防除協議会は、周防灘において大量の油又は有害液体物質の排出事故が発生し、発生海域を担当する協議会の防除活動の実施のみでは被害が他の協議会の担当海域に及び、又は及ぶおそれがある場合の防除活動の相互応援に関し、次のとおり協定を締結した。

(応援の種類)

第1条 応援は、防除活動の実施に必要な人員、資機材及び船舶の現場派遣並びに施設の提供によるものとする。

(手続き)

第2条 応援を受けようとする協議会は、排出油等事故の概要及びその他必要な事項を明らかにして応援調整を求める。

(出動)

第3条 応援の調整依頼を受けた協議会会長は、所属する協議会の会則に従い会員の出動を調整する。

(指揮及び活動調整)

第4条 応援出動した人員及び船舶（以下「応援人員等」という。）は、原則としてそれぞれの協議会会員の固有の指揮系統により防除活動を実施するものとする。

2 応援を受けた協議会は、効果的に防除措置を講じるため、応援出動した時点から応援人員等の防除活動との調整を行うものとする。

(求償及び災害補償)

第5条 応援する協議会会員の防除活動に要した経費の求償及び防除活動のために受けた災害の補償については、所属の協議会会則に定めるところによる。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各協議会が協議して定めることとする。

第7条 平成10年7月15日締結した「排出油防除の相互応援に関する協定書」については、本協定書の締結をもって解消する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し、各協議会が記名・押印して、各自その1通を所持する。

平成21年7月29日

周南地区海上安全対策協議会

会長 徳山海上保安部長

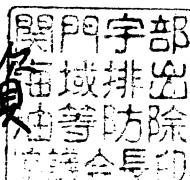
山下孝光



閲門・宇部海域排出油等防除協議会

会長 門司海上保安部長

石川莊



油及び有害液体物質の防除支援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、独立行政法人海上災害防止センター(以下「センター」という。)が周南地区海上安全対策協議会(以下「協議会」という。)の行う活動に対して支援・協力し、もって官民が一体となり海上災害を防止し、海洋環境の保全に寄与することを目的とする。

(平常時における支援・協力)

第2条 平常時におけるセンターから協議会への支援・協力は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会が作成する「排出油等防除マニュアル」への資料の提供
- (2) 協議会が主催する講演会、研修会へのセンターの講師派遣
- (3) 協議会が主催する訓練に関する助言及び協力
- (4) その他センターの保有する油及び有害液体物質に関する知識、技能の提供

(事故発生時における支援・協力)

第3条 事故発生時、センターは、協議会の要請を受け、協議会員が実施する防除活動への指導及び助言を実施する。

(支援・協力の要請)

第4条 協議会はセンターに支援・協力要請をする場合、出来る限り早期にセンターと調整を行うものとする。

(訓練の実施)

第5条 協議会及びセンターは、周南海域及び周辺海域における油及び有害液体物質の防除体制が円滑に運営できるよう、必要な訓練等を連携して適時実施するものとする。

(連絡調整の実施)

第6条 協議会とセンターは、本協定の的確な運用を図るため、油及び有害液体物質の防除に関する情報、その他講習会、訓練等に関する情報について

て、連絡調整を密にするものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、
協定者双方が誠意を持って協議する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、当事者記名捺印の
うえ、各自1通を保管する。

平成24年 3月 5日

調印者

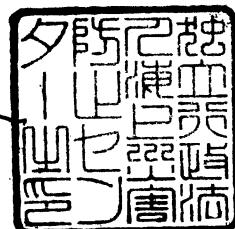
周南地区海上安全対策協議会会長
(徳山海上保安部長)

山下孝光



独立行政法人海上災害防止センター
理 事 長

宮原見栄



立会人

周南市防災会議会長
(周南市長)

木村 建一郎



[名簿　目次]

周防地区海上安全対策協議会役員等構成図 名簿 1

周防地区海上安全対策協議会会員名簿 名簿 2 ~6

「周防地区海上安全対策協議会」会員名簿 No.1

機関名	加入部会・委員会(加入:○、顧問:※)				
	海防	排防	仙島	外船	台風
徳山海上保安部	○	○	※	※	※共通
中国運輸局山口運輸支局		○		※	※共通
中国地方整備局宇部港湾・空港整備事務所		○			※共通
山口県		○			※共通
山口県警察本部		○			※
(一社) 山口県周南清港会	○	○			○
(一社) 周南漁業無線協会	○	○			○共通
山口県柳井土木建築事務所		○			
山口県柳井農林水産事務所水産部		○			※
山口県柳井健康福祉センター		○			
柳井地区広域消防組合		○			
平生町	○	○			
上関町	○	○			
田布施町	○	○			
柳井警察署		○			
山口県漁業協同組合田布施支店	○	○			
山口県漁業協同組合平生町支店	○	○			
山口県漁業協同組合室津支店	○	○			
山口県漁業協同組合上関支店	○	○			
山口県漁業協同組合祝島支店	○	○			
山口県漁業協同組合四代支店	○	○			
永大産業(株)山口平生事業所	○	○		○	
平生港運(株)	○	○		○	

【加入部会・委員会略称】 海難防止対策部会：海防 、 排出油等防除部会：排防 、 仙島水道航行安全対策委員会：仙島 、 外国船舶安全対策検討委員会：外船 、 台風・津波等対策検討委員会：台風

「周防地区海上安全対策協議会」会員名簿 No.2

機関名	加入部会・委員会(加入:○、顧問:※)				
	海防	排防	仙島	外船	台風
光市	○	○			※
光市観光協会	○				
光地区消防組合消防本部		○			※
光警察署		○			※
山口県漁業協同組合光支店	○	○			○
日鉄ステンレス(株)製造本部山口製造所光エリア	○	○		○	○
武田薬品工業(株)光工場	○	○			○
日鉄物流(株)九州支店山口物流部	○	○			○
山九(株)光支店	○	○		○	○代表
下松市	○	○			※
下松市消防本部		○			※
下松警察署		○			※
ENEOS(株)下松事業所	○	○		○	○
東洋鋼板(株)下松事業所	○	○		○	○代表
(株)日立製作所笠戸事業所	○	○		○	○
中電環境テクノス(株)下松石炭中継基地事務所	○	○		○	○
(株)新笠戸ドック	○	○		○	○
共同海運(株)	○	○			○
東亜外業(株)徳山出張所	○	○			○
高山石油(株)	○	○			○
村上建設工業(株)	○	○			○
(株)金近回漕店	○				○
ロジスティード西日本株式会社 笠戸第一営業所	○				○

【加入部会・委員会略称】 海難防止対策部会：海防 、 排出油等防除部会：排防 、 仙島水道航行安全対策委員会：仙島 、 外国船舶安全対策検討委員会：外船 、 台風・津波等対策検討委員会：台風

「周防地区海上安全対策協議会」会員名簿 No.3

機関名	加入部会・委員会(加入:○、顧問:※)				
	海防	排防	仙島	外船	台風
山口県周南港湾管理事務所	○	○	※	○	※代表
山口県周南土木建築事務所		○			
山口県周南健康福祉センター		○			
周南市	○	○			※代表
周南市消防本部		○			※
周南警察署		○			※
山口県漁業協同組合周南統括支店	○	○			○
日本精蠅(株)徳山工場	○	○		○	○
出光興産(株)徳山事業所	○	○	○	○	○代表
日本ゼオン(株)徳山工場	○	○			○代表
日本化学工業(株)徳山工場	○	○			○
三井化学(株)徳山分工場	○	○			○
(株)トクヤマ徳山製造所	○	○	○	○	○代表
山九(株)周南支店	○	○	○	○	○代表
NX海運(株)周南事業所	○	○			○
田渕海運(株)徳山出張所	○	○			○
トクヤマ海陸運送(株)	○	○	○	○	○代表
(株)シーケートコーポレーション徳山支店	○	○	○	○	○代表
日本海事興業(株)徳山営業所	○	○	○		○
熊谷海事工業(株)	○	○	○		○
(有)しゅうなんポートサービス	○	○			○
高松石油(株)	○	○			○
富士石油(株)		○			○

【加入部会・委員会略称】 海難防止対策部会：海防 、 排出油等防除部会：排防 、 仙島水道航行安全対策委員会：仙島 、 外国船舶安全対策検討委員会：外船 、 台風・津波等対策検討委員会：台風

「周防地区海上安全対策協議会」会員名簿 No.4

機関名	加入部会・委員会(加入:○、顧問:※)				
	海防	排防	仙島	外船	台風
(株)末田石油店	○	○			○
徳山通船(株)	○	○	○		○
(株)出光プランテック徳山	○	○			○
周防灘フェリー(株)	○	○	○		○
大津島巡航(株)	○	○			○
内海曳船(株)徳山出張所	○	○	○		○
イイノガストラントスポート(株)徳山出張所	○	○			○
西瀧海運(株)徳山支店	○	○			○
(一社)日本海事検定協会徳山事業所	○				
洋林建設(株)	○	○			○
(一財)新日本検定協会徳山事業所	○				
(株)高須組	○	○			○
徳山原石輸送(株)	○	○			○
周南マリコム(株)	○	○	○	○	○共通
清水建設(株)	○	○			○
黒髪石材(株)	○	○			○
五洋建設(株)中国支店山口営業支店	○	○			○代表
共栄石油(株)	○				
グリーンシッピング(株)	○	○	○		○
日本栄船(株)周南営業所	○	○	○		○
東ソー(株)南陽事業所	○	○	○	○	○代表
日鉄ステンレス(株)製造本部山口製造所	○	○	○	○	○
コーワン産業(株)	○				○

【加入部会・委員会略称】 海難防止対策部会：海防 、 排出油等防除部会：排防 、 仙島水道航行安全対策委員会：仙島 、 外国船舶安全対策検討委員会：外船 、 台風・津波等対策検討委員会：台風

「周防地区海上安全対策協議会」会員名簿 No.5

機関名	加入部会・委員会(加入:○、顧問:※)				
	海防	排防	仙島	外船	台風
(株)レゾナック徳山事業所	○	○			○
徳機(株)	○				
東ソ一物流(株)	○	○	○	○	○
徳山積水工業(株)	○	○			○
日本通運㈱防府支店周南海運課	○	○	○	○	○
若築建設㈱山口営業所	○	○			○
周南バルクターミナル(株)	○	○			○
東亜建設工業㈱下関営業所	○	○			○
山口県山口農林水産事務所水産部		○			※
防府市	○	○			※代表
防府市消防本部		○			※
防府警察署		○			※
山口県漁業協同組合吉佐支店	○	○			○
山口県漁業協同組合吉佐支店野島支所	○	○			
山口県漁業協同組合吉佐支店向島支所	○	○			
山口県漁業協同組合吉佐支店中浦支所	○	○			
協和発酵バイオ(株)山口事業所	○	○		○	○代表
メルシャン(株)防府アルコール製造所	○	○		○	○
防府エネルギーサービス(株)	○	○			○
(株)ベルポリエステルプロダクツ	○	○			
旭石油(株)	○	○			○
(株)立石矽油	○	○			○
協和キリンプラス(株)防府営業所	○	○		○	○代表

【加入部会・委員会略称】 海難防止対策部会：海防 、 排出油等防除部会：排防 、 仙島水道航行安全対策委員会：仙島 、 外国船舶安全対策検討委員会：外船 、 台風・津波等対策検討委員会：台風

「周防地区海上安全対策協議会」会員名簿 No.6

機関名	加入部会・委員会(加入:○、顧問:※)				
	海防	排防	仙島	外船	台風
(株)ヒロクラ防府事務所	○	○		○	○
(株)中国シッピングエージェンシイズ防府営業所	○	○		○	○
(株)シーケートコーポレーション防府支店	○	○		○	○
マツダロジスティクス(株)	○	○		○	○
日本通運㈱防府支店	○	○		○	○代表
東洋建設㈱山口営業所	○	○			○
(有)野島海運	○	○			○
有限会社 國弘砂利	○	○			○
マツダ(株)防府工場	○	○		○	○代表
M商		○			
山口市	○	○			
山口市消防本部		○			
山口南警察署		○			
山口県防府土木建築事務所	○	○		○	※代表
山口県山口健康福祉センター		○			
山口県漁業協同組合大海支店	○	○			
山口県漁業協同組合吉佐支店山口支所	○	○			
山口県漁業協同組合嘉川支店	○	○			

【加入部会・委員会略称】 海難防止対策部会：海防 、 排出油等防除部会：排防 、 仙島水道航行安全対策委員会：仙島 、 外国船舶安全対策検討委員会：外船 、 台風・津波等対策検討委員会：台風

排出油等防除マニュアル

『本編』

『資料編』

『参考』

周防地区海上安全対策協議会

排出油等防除部会

[排出油等防除マニュアル 目次]

[本 編]

総則	本編 1
防災体制（活動要領）	本編 2～6
様式 1～3	本編 7～9

[資 料 編]

資料 I （環境）	資料編 I - 1～13
資料 II （防災体制）	資料編 II - 1～14
資料 III （油防除作業要領）	資料編 III - 1～8

[参 考]

参考 I 漂流予測	参考 1～2
参考 II 排出油防除計画の公表	参考 3～4
参考 III 沿岸海域環境保全情報の提供	参考 5～6
参考 IV 海の安全情報（沿岸域情報提供システム）の利用	参考 7

[本編 目次]

総則

第 1	目的	本編 1
第 2	マニュアルの概要	本編 1
第 3	活動方針	本編 1
1	防災活動	
2	即応態勢	

防災体制（活動要領）

第 1	防災体制の現状	本編 2
第 2	連絡体制	本編 2
1	連絡系統の確立	
2	通報連絡にあたっての留意事項	
第 3	事故の調査及び分析・評価	本編 3～4
1	事故の調査	
2	事故の分析・評価	
第 4	防除措置体制等	本編 4～6
1	情報提供	
2	調整本部の設置	
3	防除活動の報告	
第 5	訓練の実施	本編 6
様式 1	排出油等情報連絡表	本編 7
様式 2	防除活動態勢について	本編 8
様式 3	活動報告書	本編 9

総則

第1 目的

このマニュアルは、周防地区（徳山海上保安部管轄区域）及びその周辺海域において、大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合における関係機関の防除活動に関し必要な事項を定め、もって、油等による被害の局限を図ることを目的とする。

第2 マニュアルの概要

本マニュアルは、本編と資料編から構成し、逐次検討を加え、刷新していくものとする。

第3 活動方針

1 防災活動

会員機関の行う活動は、周防地区海上安全対策協議会（以下「協議会」という。）会則及び排出油防除部会（以下「部会」という。）規約に基づき、当該災害の原因者及び協力義務者が行う措置のみでは、十分な防災活動が困難であると認められる場合に行うものとする。

2 即応態勢

会員機関は、保有する資機材等の点検・整備を励行し、連絡体制、資機材の輸送手段の確保等を行い、迅速な活動の確立に努めるものとする。

また、本マニュアル等について自己関連の記載事項に変更が生じた場合は、事務局（徳山海上保安部）に連絡するものとする。

防災体制（活動要領）

第1 防災体制の現状

当協議会は、周防地区における海上災害の防止に関する官公庁、製油所、化学会社、船舶所有者、船舶代理店、漁協等の団体から構成されている。部会の会員機関は「周防地区海上安全対策協議会会員名簿」のとおりとなっており、管内の防災関係機関がほぼ網羅されている。

また、会員機関の中には、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第42条の13に定める指定海上防災機関（一般財団法人海上災害防止センター）の契約防災措置実施者2社が含まれている。

第2 連絡体制

大量の油排出事故等海上災害が発生した場合又は海上災害の発生が予想される場合は、直ちに関係者間で必要な情報が伝達できるように、日頃から次の連絡体制を確立しておくものとする。

1 連絡系統の確立

(1) 事故原因者又は事故発見者等からの通報受理機関は徳山海上保安部（下松、三田尻中関分室を含む。）、最寄りの市町村の消防機関又は警察機関とし、通報を受理した機関は相互に通報連絡するものとする。

(2) 通報事項は次のとおりとする。

- ① 事故の種類
- ② 事故発生の日時
- ③ 事故発生の場所
- ④ 事故の原因
- ⑤ 排出油等の種類・量・範囲・性状
- ⑥ 現場の気象及び海象

(3) 協議会会長は、必要に応じ部会長に通報するとともに、様式1により会員機関に対し、部会規約に定める一斉同報ファックスにより連絡するものとする。

また、石油コンビナート等災害防止法に係る現地防災本部又は災害対策基本法に係る災害対策本部等が設置された場合は、これらの本部等との間における情報交換を実施するものとする。

2 通報連絡にあたっての留意事項

(1) 当初判明していない事項については、判明次第通報することとし、事態の進展に伴う情勢の変化についても、隨時通報するものとする。

(2) 徳山海上保安部等からの追加情報提供の要請があった場合は、できる限りこの要請に応じるものとする。

(3) 通報及び受信の際は、通報内容、通報又は受信時刻、通報相手の氏名等を記録するものとする。

(4) 情報の連絡及び交換を円滑に行うため、携帯無線局の増強、ファックス等の活用及

び臨時電話回線の設置等により専用通信の手段の強化を図るとともに、防災無線の活用により関係行政機関、地方公共団体等との通信手段の確保に努めるものとする。

第3 事故の調査及び分析・評価

徳山海上保安部は、迅速かつ的確な排出油等の防除措置を講ずるため、当該油等の事故の状況等を迅速に調査し、その結果に基づき、分析・評価を行い、排出量、排出油等の拡散方向及び拡散速度、調達可能な防除資機材等の量、その他の排出油等防除活動に必要な諸要件を考慮し、適切な排出油防除方針を早急に確立するものとする。

1 事故の調査

事故発生の情報を入手した場合は、巡視船艇、航空機を現場に急行させるとともに、状況によっては陸上から職員を派遣して、次の項目について調査を行わせるものとする。

- (1) 事故発生の場所
- (2) 船体又は施設の破損部等の油等排出箇所の状況
- (3) 排出油等の種類、量、性状、積載又は保管していた量及びその状況
- (4) 油等の排出状況
- (5) 排出油等の拡散状況
- (6) 付近海域におけるガス濃度（可燃性、有害性）
- (7) 油等の防除のため講じた措置又は講じようとする措置
- (8) 備え付けている排出油防除資材等
- (9) 市街地、港湾、工場施設、養殖漁業、定置網、海水浴場等の海域施設等との距離
- (10) 船舶交通の状況
- (11) 水産動植物、野生生物への影響
- (12) 付近海域における気象・海象の状況

2 事故の分析・評価

事故の調査結果に基づき、その規模及び態様を分析するとともに、的確な事故対応方針を決定するために、次の要件を加味して当該排出事故の発生及び拡大の程度等を評価するものとする。

- (1) 排出油等の推定量及び引き続き排出されるおそれの有無
- (2) 排出油等の漂流予測
- (3) 排出油等による被害及び影響の程度
- (4) 付近海域の可燃性・有害性ガスの危険範囲
- (5) 防除資機材等及び要員（専門家を含む）の動員可能性

第4 防除措置体制等

1 情報提供

- (1) 規約第7条第1項に基づく会長からの情報提供は、原則として様式1の「排出油等情報連絡表」(FAX)により行うものとする。
なお、「排出油等情報連絡表」による暇がない場合は電話により行うものとする。
- (2) 防除活動を実施する会員機関は、様式2の「防除活動態勢について」(FAX)

により会長に報告するものとする。

2 調整本部の設置

- (1) 会長は、規約第8条に基づき調整本部を設置したときは、ただちに日時及び場所を一斉同報ファックスにより会員に連絡するものとする。
- (2) 出動する会員機関は、その所属する幹部職員を調整本部に派遣するものとする。
- (3) 会長は、次の項目等について調整を図るものとする。
 - ① 情報の収集、分析に関すること。
 - ② 資料の収集及び提供に関すること。
 - ③ 立入禁止、航泊禁止等危険範囲の設定に関すること。
 - ④ 会員による防除船隊の編成に関すること。
 - ⑤ 調整本部と会員機関との通信設定に関すること。
 - ⑥ 出動した会員機関との連絡調整に関すること。
 - ⑦ 防止措置資機材の調達、補給に関すること。
 - ⑧ 船艇、トラック等の調達、運用に関すること。
 - ⑨ 回収した油、吸着材等の処分方法の調整に関すること。
 - ⑩ 協議会の活動等の広報に関すること。
 - ⑪ その他防止措置活動の推進に関すること。
- (4) 会長は、調整本部を解散した場合は、FAX又は電話により通知するものとする。
- (5) 防除船隊の編成
 - ① 統一的な防除活動を行うため、必要に応じ出動船艇により防除船隊を編成するものとする。
 - ② 船隊編成は、その都度協議のうえ決定する。
- (6) 各会員機関の主たる業務分担は、次のとおりとする。

[徳山海上保安部]

- ① 情報の収集及び連絡
- ② 排出油等の拡散、性状等の調査及び評価並びに関係機関への情報提供
- ③ 防除措置義務者への指導等
- ④ 排出油等の防除作業
 - イ 拡散防止措置
 - ロ 回収措置
 - ハ 化学的処理
- ニ ガス検知（可燃性・有害性）
- ⑤ 防災関係機関への協力要請
- ⑥ 海上交通安全の確保及び危険防止措置
 - イ 出入港及び航行制限又は禁止
 - ロ 火気使用の制限又は禁止
 - ハ 船舶の避難の指示、勧告及び誘導
- ⑦ 指定海上防災機関への指示
- ⑧ その他の応急対策

[山口県]

- ① 情報の収集及び連絡
- ② 排出油等の防除及び漂着油の除去作業
- ③ 自衛隊に対する災害派遣要請
- ④ 回収油等の処理
- ⑤ その他の応急対策

[市・町]

- ① 情報の収集及び連絡
- ② 排出油等の防除及び漂着油の除去作業
- ③ 警戒区域の設定及び立入禁止等の措置
- ④ 回収油等の処理
- ⑤ その他の応急対策

[警察]

- ① 情報の収集及び連絡
- ② 避難誘導・広報
- ③ 警戒区域及び周辺区域の交通対策
- ④ その他排出油等の防除作業などの応急対策
- ⑤ その他の応急対策

[漁業協同組合]

- ① 組合員に対する情報の伝達
- ② 排出油等の防除作業
- ③ その他の応急対策

[企業等]

- ① 情報の収集及び関係機関への伝達
- ② 人員・資機材、船舶等の動員及び施設の提供
- ③ 人員・資機材の緊急輸送
- ④ 排出油等の防除作業
- ⑤ その他の応急対策

[他の会員以外の関係者]

上記の役割分担の他、会長は、会員が迅速かつ的確に防除活動ができるように、事故対応時には次に例示する会員以外の関係者も調整本部に参加させることができる。

- ① 原因者、P.I.保険等保険機関担当者（保険査定人を含む）
- ③ 指定海上防災機関の職員その他の防除措置を的確に実施するために必要な知識を有する者
- ③ その他防除措置を講ずるために有効であると認められる者

3 防除活動の報告

会員機関は、当日の防除活動終了後、様式3の活動報告書（日報）により会長に報告するものとする。

第5 訓練の実施

訓練は、油等の排出事故を想定し、協議会としての情報提供と調整の機能を十分に發揮させ、各協議会会員機関が待っている知識・技術や立場に応じた排出油防除のための活動を演練するとともに、排出油等防除体制の連携強化を図ることを目的として実施する。

訓練項目には、原則として次の内容を含むものとする。

- (1) 情報の伝達
- (2) 人員・資機材の動員
- (3) 調整本部の設置・運営
- (4) 消火作業
- (5) 排出油等防除
 - ① ガス検知
 - ② 立入禁止区域の設定
 - ③ オイルフェンスの展張
 - ④ 油回収船・油回収装置・油吸着材・油回収ネットによる油回収
 - ⑤ 油処理剤・油ゲル化剤による分散、ガス抑制並びに回収
- (6) 通信機器の運用・慣熟

様式 1

周防海安協第 報
令和 年 月 日 現在

周防地区海上安全対策協議会会員 各位

周防地区海上安全対策協議会会長

排出油等情報連絡表

次のとおり事故が発生しましたので通報します。

項目	概要		
1 事故の種別	(油・有害液体物質) 排出 排出源(船舶・陸上施設)		
2 発生日時場所	令和 年 月 日 頃 から 度 m の ○○丸・○○タンク		
3 事故の概要			
4 排出油等の種類	種類 性状 量		
5 気象・海象	天候 波浪	風向・風速 うねり	気温 潮流 視程
6 その他	船名 総トン数 所有者 運航者 代理店 P I 保険	会社名 タンクの種別 容量	

様式2

令和 年 月 日

周防地区海上安全対策協議会会長 殿

会員機関名

防除活動態勢について

1 活動させる人員等

(1) 調整本部派遣者 職・氏名 _____
現場責任者 職・氏名 _____
連絡手段 _____ 携帯電話 _____

(2) 船舶

船名 _____ 総トン数 _____ 長さ _____
速力 _____ 乗組員 _____
船長名 _____ 連絡方法 _____
搭載資機材 品名 _____ 量 _____
◎ 出動時刻 _____ 現場到着時刻 _____

(3) 人員

人数 _____ 名 指揮者の職・氏名 _____
連絡方法 _____
活動内容 _____ 輸送手段 _____
◎ 出動時刻 _____ 現場到着時刻 _____

2 搬出資機材等

オイルフェンス _____ m 輸送手段 _____
油吸着材 _____ kg
油ゲル化剤 _____ kg 輸送先 _____
油処理剤 _____ kl 到着時刻 _____

様式3

令和 年 月 日

周防地区海上安全対策協議会会長 殿

会員機関名

活動報告書（日報）

1 海上作業

出動海域	油回収量	出動隻数	乗組員数	作業員数	使用資機材					備考
					オイルフェンス	吸着材	処理剤	ゲル化剤	その他	
		隻	名	名	m	kg	kl	kg		

2 陸上作業

出動場所	油回収量	作業員数	使用資機材					備考
			オイルフェンス	吸着剤	処理剤	ゲル化剤	その他	
		名	m	kg	kl	kg		

3 その他（参考事項等）

[資料編 目次]

資料Ⅰ (環境)

第1 海域の概要	・・・・・	資料編Ⅰ-1
第2 海上交通	・・・・・	資料編Ⅰ-1
第3 気象・海象	・・・・・	資料編Ⅰ-2
第4 潮流	・・・・・	資料編Ⅰ-3
第5 自然公園等保護すべき自然環境	・・・・・	資料編Ⅰ-4
第6 油保管施設・タンカー係留施設の状況	・・・・・	資料編Ⅰ-4
資料Ⅰ-① 協議会海域図	・・・・・	資料編Ⅰ-5
資料Ⅰ-② 特定港入港船舶状況表（徳山下松港）	・・・	資料編Ⅰ-6
資料Ⅰ-③ 特定港入港船舶状況表（三田尻中関港）	・・	資料編Ⅰ-7
資料Ⅰ-④ 海水浴場位置図	・・・・・	資料編Ⅰ-8
資料Ⅰ-⑤ 油保管施設位置図	・・・・・	資料編Ⅰ-9
資料Ⅰ-⑥ 油保管施設一覧表	・・・・・	資料編Ⅰ-10
資料Ⅰ-⑦ 係留施設位置図	・・・・・	資料編Ⅰ-11
資料Ⅰ-⑧ 係留施設一覧表	・・・・・	資料編Ⅰ-12～13

資料Ⅱ (防災体制)

資料Ⅱ-① 一般財団法人海上災害防止センターの契約防災措置実施者	・・・	資料編Ⅱ-1
資料Ⅱ-② 排出油防除資機材等保有状況一覧図	・・・・・	資料編Ⅱ-2～6
資料Ⅱ-③ 排出油防除資機材等保有状況一覧表	・・・・・	資料編Ⅱ-7～14

資料Ⅲ (油防除作業要領)

第1 全般	・・・・・	資料編Ⅲ-1
第2 防除作業の手法	・・・・・	資料編Ⅲ-2
第3 資機材使用にあたっての留意事項	・・・・・	資料編Ⅲ-3～5
資料Ⅲ-① オイルフェンスの展張形態とその展張要領	・・	資料編Ⅲ-6～8

資料 I (環境)

第1 海域の概要

当海域は、瀬戸内海の西部に位置する周防灘と伊予灘の一部であり、大小の島が散在し、笠戸湾、徳山湾、大海湾等多くの波穏やかな湾を有し、その一部は瀬戸内海国立公園に指定されており、自然景観にも恵まれている。

港則法に基づく港としては、室津港、上関港、平生港、室積港、徳山下松港、三田尻中関港、秋穂港及び山口港があり、このうち徳山下松港は国際拠点港湾、三田尻中関港は重要港湾に指定されている。東西200kmに及ぶ沿岸部には、石油コンビナート群を擁する臨海工業地帯や自動車関係等の各種工場が立地し、これら関係事業所に原材料及び製品を搬出入する国内外の船舶が多数出入りしているほか、周南地区には、石油コンビナート等災害防止法に指定された特別防災区域がある。

また、沖合海域は、船舶交通の輻輳する瀬戸内海の主要航路があるほか、好漁場でもあるため漁業も活発に行われている。

季節によっては濃霧の発生も見られ、衝突、乗揚げ等の海難が発生する蓋然性が高い海域となっている。

資料 I -① 協議会海域図

第2 海上交通

1 熊毛区

熊毛区（山口県熊毛郡の地先海域をいう。）は、周防灘の東部海域に位置し、長島、八島、祝島、佐合島、馬島、牛島等が点在する多島海であり、瀬戸内海を東西に航行する船舶のうち小型船が風波を避け、又は距離を短縮するために、室津半島と長島間の上関海峡及び長島・祝島南方の推薦航路を航行している。

室津半島基部西側にある平生港は、開港、植物防疫の港で、港浜には永大産業や造船所などがあり、また、付近に佐合湾泊地等があり、常に静穏で小型船等が利用している。

2 光・下松区

光・下松区（山口県光市、下松市の地先海域をいう。）は、下松市と光市の一帯地先海域が特定港、国際拠点港湾の徳山下松港の東部区域となっている。下松市にはENEOS株下松事業所、東洋鋼鉄株下松工場等があり、光市には日鉄ステンレス株製造本部山口製造所光エリア、武田薬品工業株光工場等の各工場があり、当区には各種船舶が入出港している。

なお、光市には地方港湾の室積港があり、地元の小型船等が利用している。

資料 I -② 特定港入港船舶状況表（徳山下松港）

3 周南区

周南区（山口県周南市の地先海域をいう。）は、大津島、大島半島などに囲まれた水深の深い天然の良港で、特定港、国際拠点港湾の徳山下松港となっている。

出光興産(株)徳山事業所、(株)トクヤマ、日鉄ステンレス(株)製造本部山口製造所周南エリア、東ソー(株)南陽事業所等の各工場があり、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域の周南地区に指定され、原材料や石油等の輸入が多く、タンカーや貨物船等が多数入出港している。

また、徳山～竹田津間にフェリーが1日5往復就航しているほか、当区には年間約2万隻の各種船舶が入出港している。

資料I-② 特定港入港船舶状況表（徳山下松港）

4 山口・防府区

山口・防府区（山口市、防府市の地先海域をいう。）は、中央が大海湾、東に三田尻中関港、西に秋穂港・山口港があり、このうち三田尻中関港は、特定港、重要港湾で三田尻・中関の両地区に分かれている。

三田尻地区には防府エネルギーサービス(株)、協和発酵バイオ(株)山口事業所防府などの各工場が、また中関地区にはマツダ(株)防府工場、ブリヂストン(株)防府工場などの工場があり、年間3千隻を超える各種船舶が入出港している。

資料I-③ 特定港入港船舶状況表（三田尻中関港）

第3 気象・海象

気候は、瀬戸内海気候区に属し、比較的温暖であり、下松地域気象観測所及び防府地域気象観測所の観測結果（準平均値（平成24年～平成28年の平均値））によると、年平均気温は15.5°C及び16.0°C、年間降水量は1,982.7mm及び1,681.1mm、年平均風速は2.0m/s及び2.6m/sである。

風向は、下松市では年間を通じ北東から東の風が卓越し、防府市では春から夏にかけては東南東から南東の風、秋から冬にかけては北西の風が卓越している。

1 平生港は、年間を通じ風向は北東が最も多く、次いで北北東である。戎ヶ下及び別府泊地はどの方向に対しても波浪の影響が少なく、台風時の避泊地としても適している。佐合湾泊地は南東～南南東の風のときは波浪が最も大きく、台風時の避泊地には適さない。

2 徳山下松港は、年間の最多風向は北東、次いで北北東、東南東の順で、夏季～秋季の台風時における南東の風が最も強く、次いで冬季における偏西風が強い。

台風時に南東～南の強風が連吹すると、徳山湾では湾口から波浪が進入し、湾口附近及び黒髪島頂と糸島頂とを結ぶ線以南の海域では小型船の停泊が困難となるが、その他の風向では、島や半島が自然の防波堤となって停泊船への影響はない。

笠戸湾には波浪が進入しないことから、避泊には適している。

3 三田尻中関港は、年間を通じて北西風が最も多く、平均風速は、3m/s程度である。港口が南東方及び南方に開いているので、南寄りの風に対しては不安があるが、その他の風に対してはだいたい安全である。

台風が豊後水道を北上する場合は、その通路となって大きなうねりが入り、高潮が

生じて船舶に被害をもたらすことがある。

第4 潮流

周防灘では、一般に上げ潮流は西方へ、下げ潮流は東方へ流れ、関門海峡付近を除くと、高（低）潮前2～3時間頃に西（東）が最強となり、高（低）潮時～高（低）潮後1時間頃に転流する。

最強流速は、関門海峡と姫島水道付近及び笠戸湾宮ノ瀬戸を除くと、大潮平均で1ノットを超える海域は少ない。

伊予灘（釣島水道付近から速吸瀬戸に至る海域）では、北側の諸島付近を除き、一般に潮流は北東方及び南西方に流れ、大潮期の最強流速は1～1.5ノットである。

また、八島南側～祝島南側の海面は、伊予灘から大畠瀬戸及び周防灘に入りする潮流が会合及び分流する区域であって、潮流は回転性をもつ、流速は大潮期に最強1ノットとなる。

なお、各港湾付近の状況は、次のとおりである。

1 上関海峡

上げ潮流は東方に、下げ潮流は西方に流れ、転流時は大畠瀬戸より約20分遅い、大潮期の平均流速は約2.2ノットである。

2 平生港

上げ潮流は西方へ、下げ潮流は南東方へ流れる。

3 徳山下松港

徳山湾口沖合における上げ潮流は北西方へ、下げ潮流は南東方へ流れ、流速は1ノットに達することがある。

徳山湾では、高・低潮後まもなく転流し始め、その流速は大潮字に湾口では1・5ノット、湾内中央部では0.5ノット以内である。

湾口から進入した上げ潮流は2つに分流し、一つは湾奥から仙島水道を西に流出し、他の一つは北西へ流れて中谷ノ瀬戸から黒髪島の北方を回って西ノ島及び竹島付近で前者と合流する。

そのため、西ノ島と竹島付近では潮流をほとんど感じない。

下松市の宮ノ瀬戸付近の潮流は、高潮（低潮）の約2時間前から南流（北流）し、同瀬戸で流速は2ノットに達することがある。

宮ノ瀬戸の南流時における潮流の主流は、笠戸島の北東の北東岸に沿って寺崎沖へ向かい、一部は北上して瀬戸の北岸沿いに西方へ還流する。

最強時は高潮の約1時間後で、寺崎沖は1.5ノットに達するが、宮ノ洲浜沖では0.7ノット程度である。宮ノ瀬戸の北流時には寺崎沖から宮ノ瀬戸に向かう流れが生じるが、流速は0.5ノット程度である。この潮時には、寺崎と宮ノ瀬戸とを結ぶ線以南の笠戸島寄りは憩流となる。

4 三田尻中関港

三田尻地区で上げ潮流はほぼ北西方へ流れて港内に入り、下げ潮流はほぼ南東方へ流れて港外に出る。流速は0.3ノット以下である。

第5 自然公園等保護すべき自然環境

1 自然公園等の状況

当地区の東海域は、多島海、白砂青松等の優れた島しょ部を核とする瀬戸内海国立公園に指定され、周南市の太華山、下松市の笠戸島、光市の室積半島等は特別地域となっており、適性な保護と利用がなされている。

また、自然の状態が保たれ、海水浴、潮干狩等で身近な存在として親しまれている自然海浜である下松市笠戸島の白浜及び周南市大津島の刈尾は、山口県自然海浜保全地区条例により自然海浜保全地区として指定されている。

2 海水浴場の状況

当地区内には管理者が明確な海水浴場として、中国地方でも有名な室積・虹ヶ浜海水浴場等11か所があるほか、島しょ部の自然海浜等において海水浴が盛んに行われている。

資料I-④ 海水浴場位置図

3 漁業の状況

当地区における漁業は、小型底びき網、刺網、小型定置網、はえ縄、流し網等の海面漁業が各区の全海域で年間を通じて行われている。

また、のり養殖が防府・秋穂区の陸岸付近で、あかがい、魚類養殖が光・下松区においてそれぞれ行われている。

第6 油保管施設・タンカー係留施設の状況

1 油保管施設

容量500キロリットル以上の油保管施設（油濁防止緊急措置手引書備置き義務施設）が、光・下松区に3施設、周南区に9施設、山口・防府区に1施設、合計13施設ある。

また、特防区域では下松地区に2施設、周南地区に8施設がある。

資料I-⑤ 油保管施設位置図

資料I-⑥ 油保管施設一覧表

2 タンカー係留施設

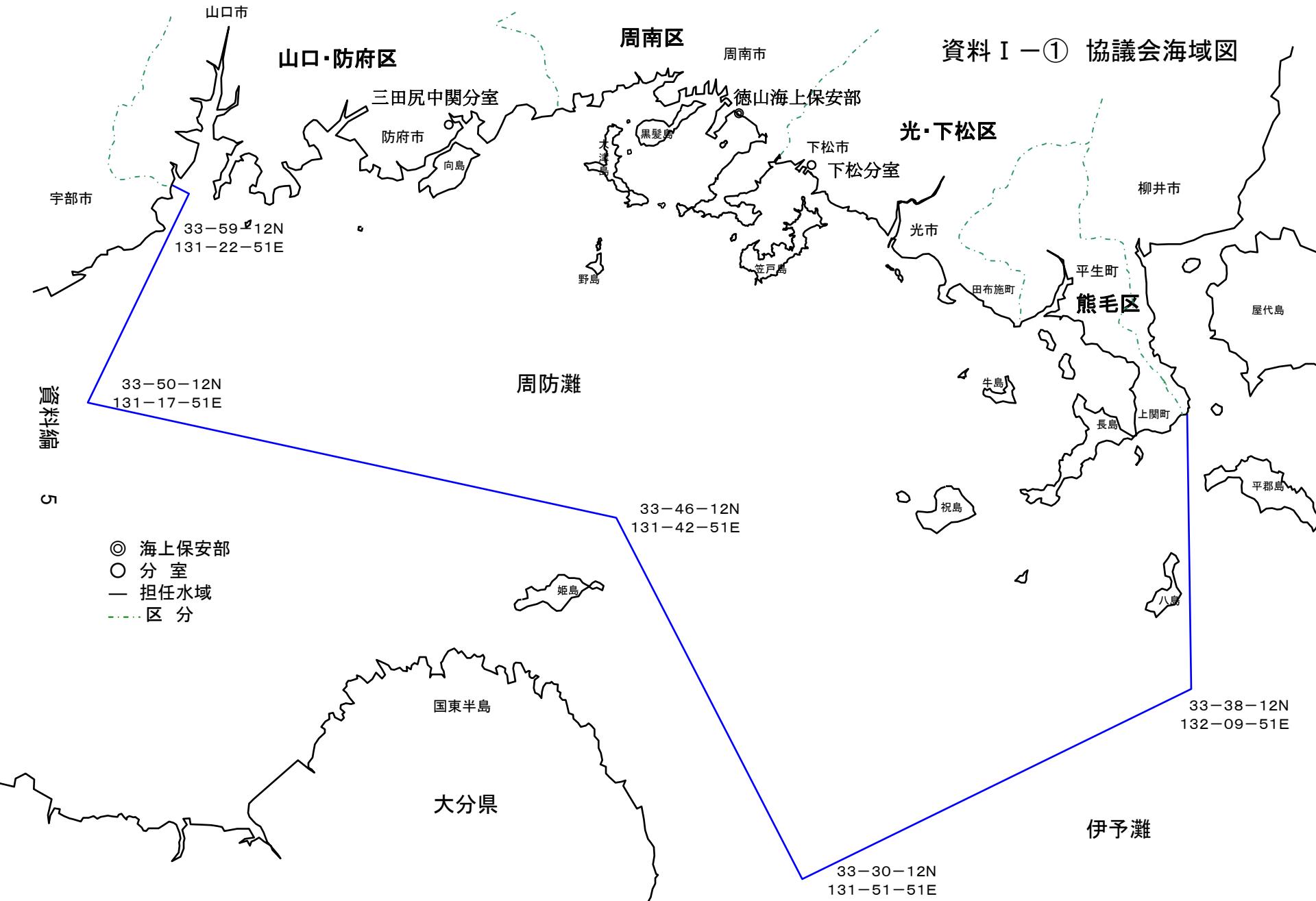
総トン数150トン以上のタンカーが係留する係留施設（油濁防止緊急措置手引書備置き義務施設）が、光・下松区に3施設、周南区に21施設、山口・防府区に1施設、合計25施設がある。

また、特防区域では下松地区に2施設、周南地区に20施設がある。

資料I-⑧ 係留施設位置図

資料I-⑨ 係留施設一覧

資料 I -① 協議会海域図



令和5年港務実績

資料 I-6

	20トン以上 ～ 100トン未満	100トン ～ 500トン	500トン ～ 1,000トン	1,000トン ～ 3,000トン	3,000トン ～ 10,000トン	10,000トン ～ 20,000トン	20,000トン ～ 100,000トン	100,000トン 以上	合計 (隻)
令和3年	322	12,660	5,006	1,260	2,766	153	425	4	22,596
令和4年	418	12,082	4,832	1,056	2,923	129	437	3	21,880
令和5年	397	13,048	5,224	1,096	2,500	118	307	0	22,690

資料 I-②特定港入港船舶状況表(徳山下松港)

資料 I -③特定港入港船舶状況表(三田尻中関港)

令和5年港務実績

資料 I-7

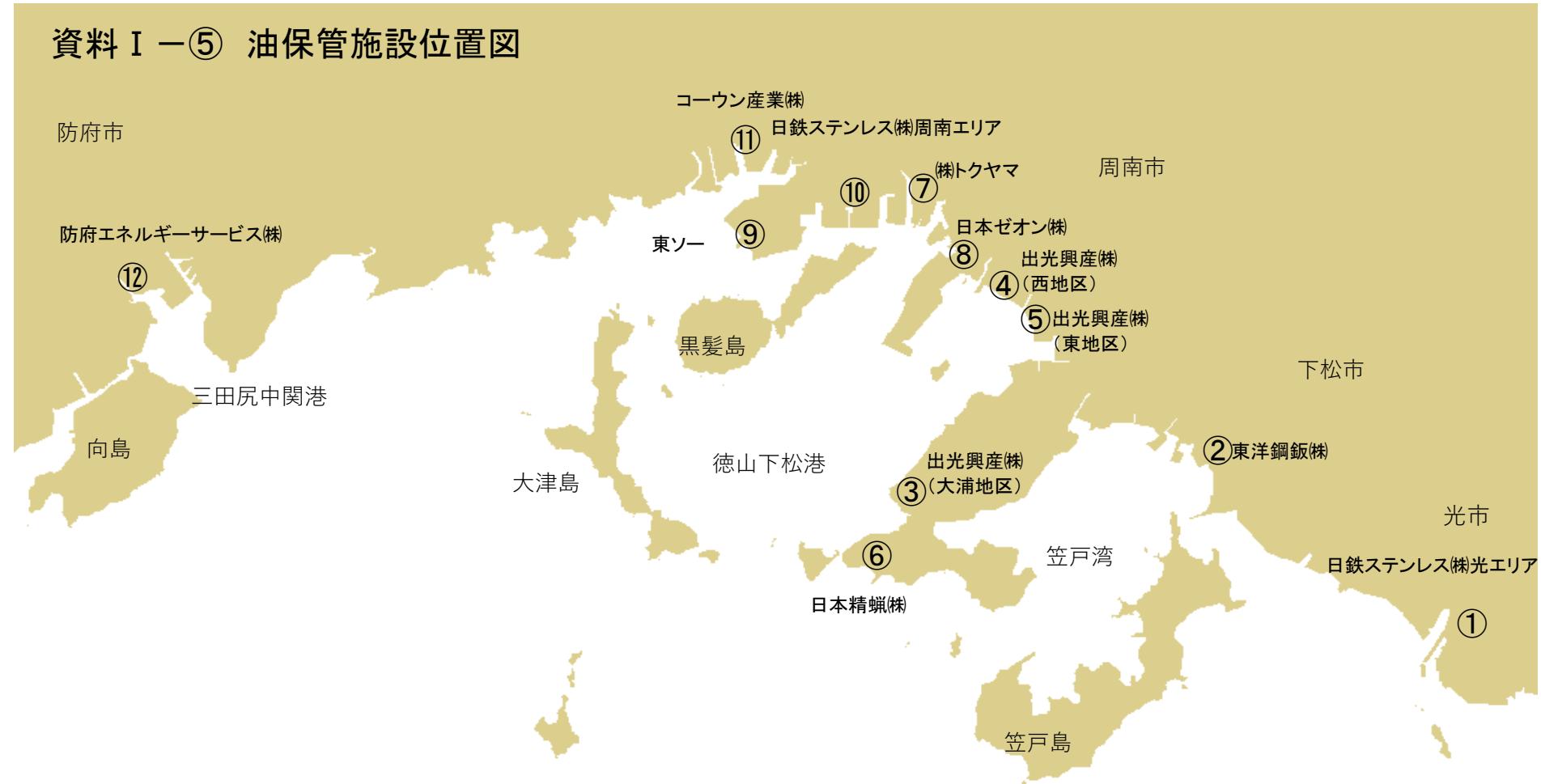
	20トン以上 ～ 100トン未満	100トン ～ 500トン	500トン ～ 1,000トン	1,000トン ～ 3,000トン	3,000トン ～ 10,000トン	10,000トン ～ 20,000トン	20,000トン ～ 100,000トン	100,000トン 以上	合計 (隻)
令和3年	1,435	1,171	169	378	180	0	266	0	3,599
令和4年	1,458	1,333	210	394	199	2	243	0	3,839
令和5年	1,442	1,243	245	421	197	3	282	0	3,833

資料 I-⑤ 海水浴場位置図



資料 I -⑤ 油保管施設位置図

資料編 I-6



資料 I-⑥ 油保管施設一覧表(500kl以上の油保管施設を有する事業所)

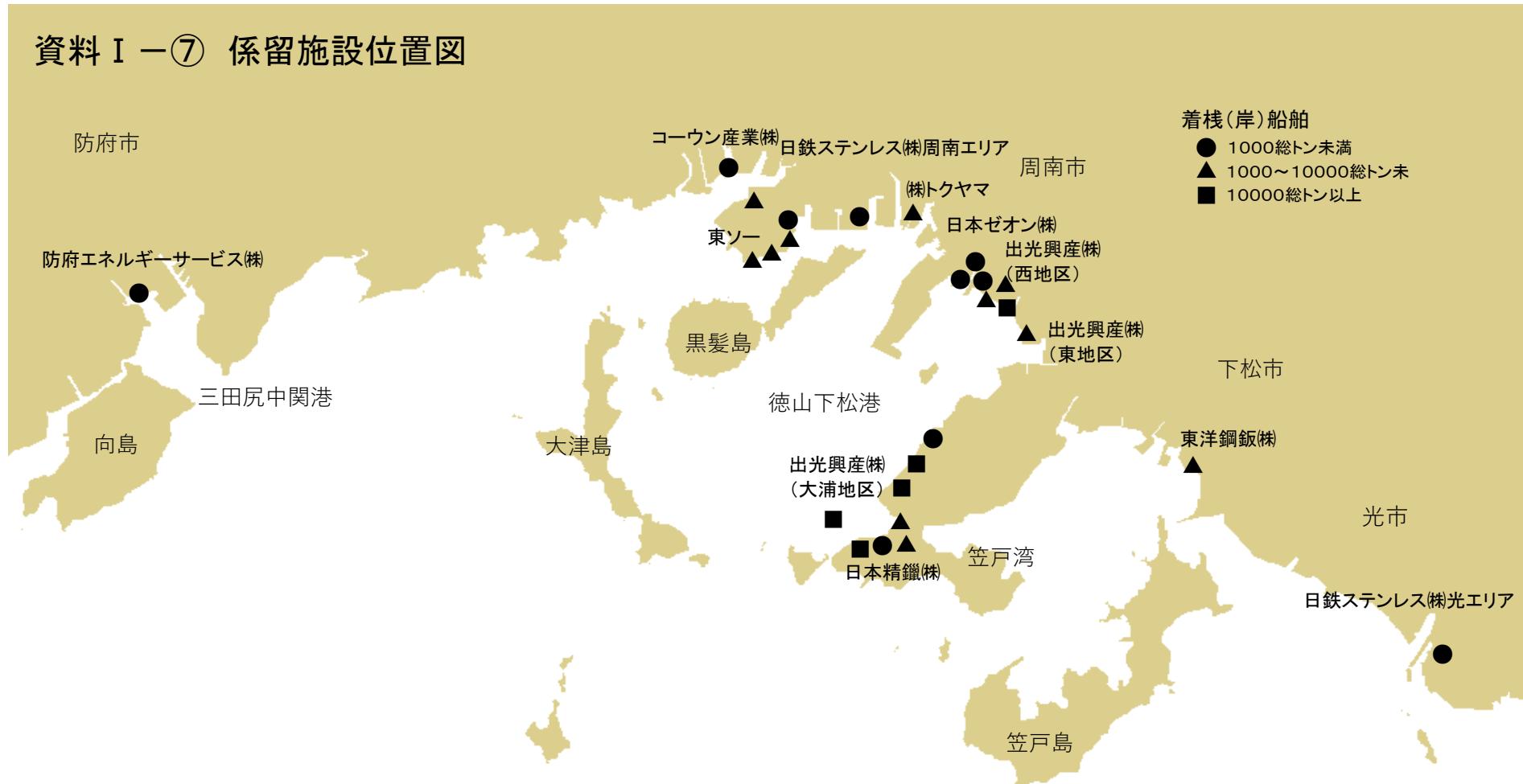
令和6年4月1日現在

備考欄

番号	区	特防区域	事業所名	所在	容量500kl以上の油保管施設基數	最大油保管施設容量(kl)	油保管施設総容量(kl)	主な取扱油種	備考
①	光・下松		日鉄ステンレス(株)製造本部山口製造所光エリア	光市大字島田3434	2	987	1,967	A重油	
②	光・下松		東洋鋼鉢(株)下松事業所	下松市大字東豊井1302番地1	1	490	1,380	重油	
③	周南	○	出光興産(株)徳山事業所(大浦地区)	周南市大字栗屋字大浦1番1号	27	95,341	1,292,156	揮発油等	周南地区
④	周南	○	出光興産(株)徳山事業所(西地区)	周南市新宮町1-1	59	18,444	441,545	重油、揮発油等	周南地区
⑤	周南	○	出光興産(株)徳山事業所(東地区)	周南市新宮町1-1	4	2,122	6,094	重油、軽油等	周南地区
⑥	周南	○	日本精端(株)徳山工場	周南市大字大島850	5	1,870	6,849	A重油	周南地区
⑦	周南	○	(株)トクヤマ徳山製造所	周南市御影町1-1	2	2,850	4,270	重油	周南地区
⑧	周南	○	日本ゼオン(株)徳山工場	周南市那智町2-1	2	1,860	2,598	重油、揮発油	周南地区
⑨	周南	○	東ソ一(株)南陽事業所	周南市開成町4560	10	4,000	18,735	C重油、灯油	周南地区
⑩	周南	○	日鉄ステンレス(株)製造本部山口製造所周南エリア	周南市野村南町4976	2	630	2,176	A、C重油	周南地区
⑪	周南		コーワン産業(株)	周南市小川屋町1-5	0	196	778	A重油	
⑫	山口・防府		防府エネルギーサービス(株)	防府市鐘紡町3-1	0	330	659	A、C重油	

※ 備考欄 : 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の規定による区域

資料 I-⑦ 係留施設位置図



資料 I-⑧ 係留施設一覧表(150総トン以上のタンカーを係留する施設)

令和6年4月1日現在

区	係 留 施 設 名	所在港	最大着棧船舶 (総トン数)	主な取扱油種	備 考
光・下松	日鉄ステンレス(株)製造本部山口製造所光エリア西ポート重油タンクベース	徳山下松港	850	A重油	
光・下松	東洋鋼鉄(株)下松事業所危険物専用岸壁	徳山下松港	1,180	C重油	
周 南	出光興産(株)徳山事業所(大浦地区)出光シーバース	徳山下松港	85,496	ナフサ	周南地区
周 南	出光興産(株)徳山事業所(大浦地区)大浦5号桟橋	徳山下松港	89,367	重油、揮発油等	周南地区
周 南	出光興産(株)徳山事業所(大浦地区)大浦3号桟橋	徳山下松港	29,312	揮発油等	周南地区
周 南	出光興産(株)徳山事業所(西地区)東桟橋	徳山下松港	997	軽油、灯油等	周南地区
周 南	出光興産(株)徳山事業所(西地区)中央桟橋	徳山下松港	29,312	重油、揮発油等	周南地区
周 南	出光興産(株)徳山事業所(西地区)小型桟橋	徳山下松港	1,489	重油、揮発油等	周南地区
周 南	出光興産(株)徳山事業所(西地区)西桟橋	徳山下松港	4,250	重油、揮発油等	周南地区
周 南	日本精蝶(株)徳山工場西ヶ森桟橋	徳山下松港	69,999	C重油	周南地区
周 南	日本精蝶(株)徳山工場製品桟橋	徳山下松港	499	A,C重油	周南地区
周 南	日本精蝶(株)徳山工場庄ノ浦桟橋	徳山下松港	3,000	重油	周南地区
周 南	日本精蝶(株)徳山工場本門桟橋	徳山下松港	2,000	重油	周南地区

資料 I-⑧ 係留施設一覧表(150総トン以上のタンカーを係留する施設)

令和6年4月1日現在

区	係 留 施 設 名	所在港	最大着棧船舶 (総トン数)	主な取扱油種	備 考
周 南	(株)トクヤマ徳山製造所徳山4号桟橋	徳山下松港	2,000	C重油	周南地区
周 南	日本ゼオン(株)徳山工場川西第1、第2バース	徳山下松港	199	重油、揮発油等	周南地区
周 南	日本ゼオン(株)徳山工場導流堤第3バース	徳山下松港	199	重油	周南地区
周 南	東ソー(株)南陽事業所セメント重油桟橋	徳山下松港	600	C重油	周南地区
周 南	東ソー(株)南陽事業所中2号桟橋	徳山下松港	1,247	A,C重油	周南地区
周 南	東ソー(株)南陽事業所中3号桟橋	徳山下松港	2,135	C重油	周南地区
周 南	東ソー(株)南陽事業所北1号桟橋	徳山下松港	1,199	灯油	周南地区
周 南	東ソー(株)南陽事業所南2号桟橋	徳山下松港	5,214	ナフサ	周南地区
周 南	日鉄ステンレス(株)製造本部山口製造所周南エリア油桟橋	徳山下松港	493	A,C重油	周南地区
周 南	コーワン産業(株)重油桟橋	徳山下松港	199	A重油	
山口・防府	防府エネルギーサービス(株)カネボウ桟橋	三田尻中関港	450	A,C重油	

備考：石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の規定による区域

資料II-① 一般財団法人海上災害防止センターの契約防災措置実施者

[徳山下松港]

(株)シーゲートコーポレーション徳山支店

山九(株)周南支店

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第42条の14抜粋

1号業務 海上保安庁長官の指示により排出油等の防除のための措置を実施

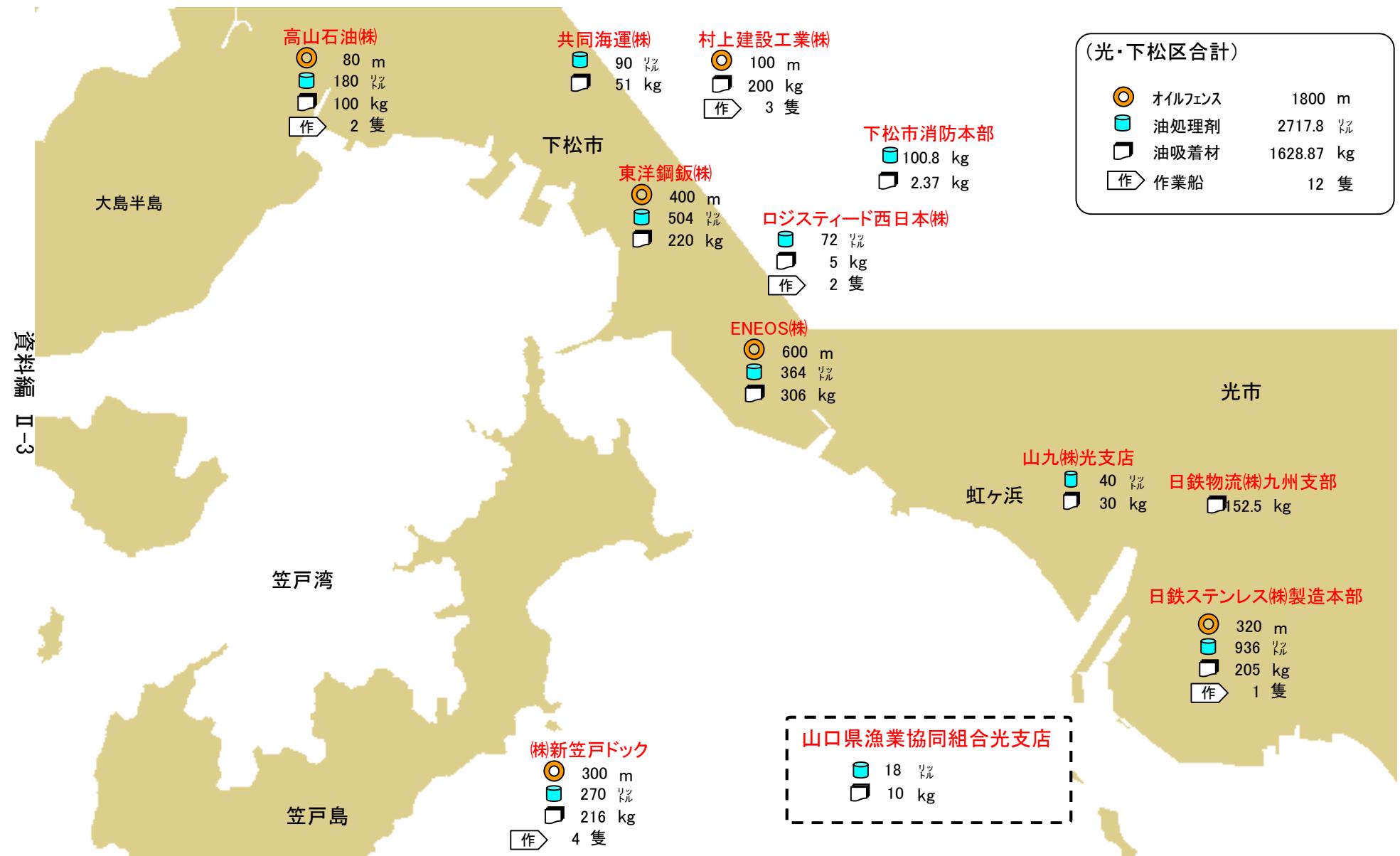
2号業務 船舶所有者その他の者の委託により、排出油等の防除、消防船による
消火及び延焼の防止その他の海上防災のための措置を実施

資料Ⅱ-② 排出油防除資機材保有状況一覧図

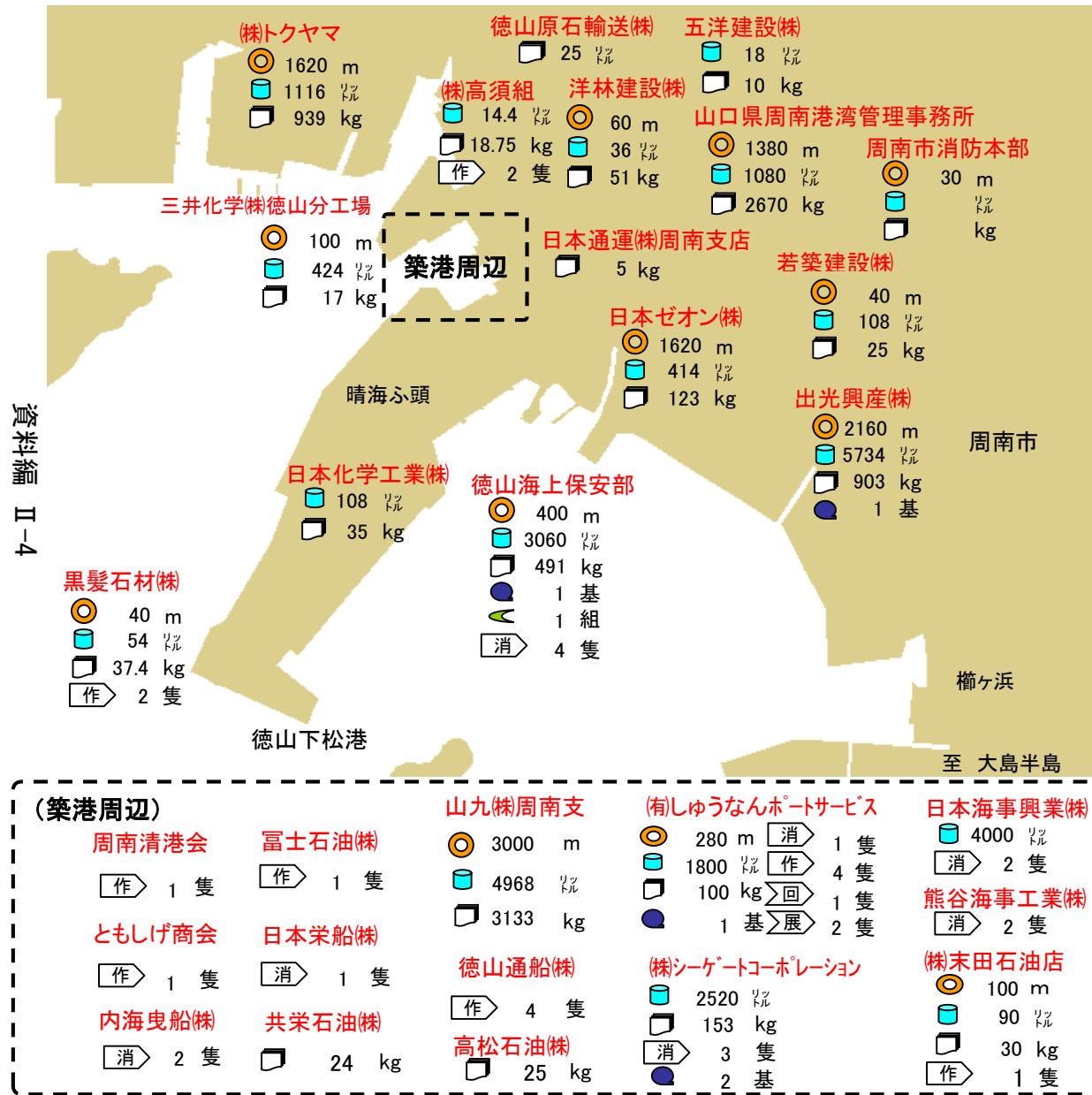
【熊毛区】



資料Ⅱ-② 排出油防除資機材保有状況一覧図



資料Ⅱ-② 排出油防除資機材保有状況一覧図

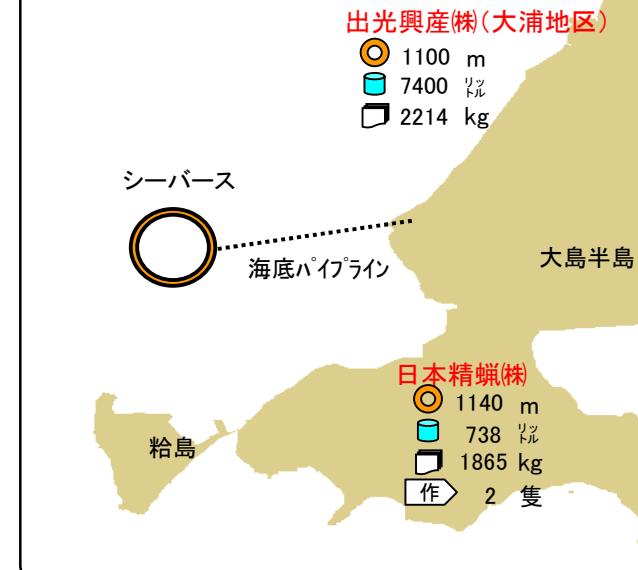


【周南区 : 旧徳山】

(周南区: 旧徳山合計)

オイルフェンス	13070 m
油処理剤	3368.24 リッ
油吸着材	12893.15 kg
油回収装置	5 基
油回収ネット	1 組
消防能力保有船	15 隻
作業船	16 隻
油回収船	1 隻
OF展張船	2 隻

(大島～給島)



資料Ⅱ-② 排出油防除資機材保有状況一覧図

【周南区：旧新南陽】

資料編
II-5

資料 II-② 排出油防除資機材保有状況一覧図

【山口・防府区】



排出油防除資機材等保有状況一覧表

令和6年3月31日現在

1 オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等 No.1

地区名	機関名	オイルフェンス(m)			油吸着材 (kg)	油処理剤 (L)	ゲル化剤		泡消火剤〔種別数量(L)〕				粉末消火剤〔種別数量(kg)〕		ひしやく (本)	むしろ (枚)	空ドラム (本)	トビロ (本)	
		A型	B型	その他			液状L	粉末kg	界面活性系	たん白系	水成膜系	耐アルコール	ドライケミカル	リン酸塩類					
熊毛	山口県柳井土木建築事務所	20			6	36													
	柳井地区広域消防本部				443	324			1550									22	
	平生町				10														
	田布施町																	30	
	永大産業(株)山口平生事業所				28	135										3	10		
	小計	20	0	0	487	495	0	0	1550	0	0	0	0	0	0	3	0	52	
光	光市			216	131	143													
	光地区消防組合								2820	280									
	日鉄ステンレス(株)製造本部山口製造所光エリア	320			205	936										2	31		
	山口県漁業協同組合光支店				10	18													
	山九(株)光支店				30	40													
	武田薬品工業(株)光工場								14340										
	日鉄物流(株)九州支店山口物流部				152.5														
II-7	小計	0	320	216	528.5	1137	0	0	2820	14620	0	0	0	0	0	2	0	31	0
	下松市消防本部				2.37	100.8			660			6640							12
下松	ENEOS(株)下松事業所	600			306	364										10	7	10	
	東洋鋼鉄(株)下松事業所	400			220	504			660	160		20				11	2		
	(株)新笠戸ドック	300			216	270										5	10	3	
	共同海運(株)				51	90										3			
	村上建設工業(株)	100			200											4		2	
	高山石油(株)(船内保管含む)	80			100	180													
	ロジスティード西日本(株) 笠戸第一営業所				5	72										5			
	小計	1180	300	0	1100.37	1580.8	0	0	1320	160	0	6660	0	0	0	38	0	19	27

オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等 №.2

地区名	機関名	オイルフェンス(m)		油吸着材(kg)	油処理剤(L)	ゲル化剤		泡消火剤〔種別数量(L)〕				粉末消火剤〔種別数量(kg)〕		ひしゃく(本)	むしろ(枚)	空ドラム(本)	トビロ(本)	
		A型	B型			液状L	粉末kg	界面活性系	たん白系	水成膜系	耐アルコール	ドライケミカル	リン酸塩類					
周南	徳山海上保安部		400	491	3060		189	2680	560		9500				11		6	
	山口県周南港湾管理事務所	820	560	2670	1080													
	周南市消防本部		30					40120	6340		3580							
	日鉄ステンレス株製造本部山口製造所周南エリア	600		281	702			120	80						26			
	(株)レゾナック徳山事業所	100		85	100						10160							
	徳山精水工業(株)			17	18													2
	(有)しゅうなんポートサービス (ゲル化剤船内保管)	280		100	1800		252								2		3	
	三井化学株徳山分工場		100	17	424			2880	5720					115	5			
	(株)シーゲートコーポレーション(所有船保管)			153	2520			45000					6000					
	熊谷海事工業(株)(所有船保管)												4000					
	山九(株)周南支店 (海上災害防止センター資機材を含む)		3000	3133	4968													
	コーウン産業(株)	200		85	126										2		2	
	日本海事興業(株)徳山営業所(船内保管)				4000				10800				4000					
	出光興産(株)徳山事業所 (上段:中央、東、西桟橋) (下段:大浦地区)	2160		903	5734			30100	122310				150					5
		1100		2214	7400				50000				2000					
	日本精鰯(株)徳山工場		1140	1865	738			4000	640		6640				22		12	17
	日本ゼオン(株)徳山工場		1620	123	414				13320									
	日本化学工業(株)徳山工場			35	108									5				
	(株)高須組				18.75	14.4									5		2	
	徳山原石輸送(株)				25													
	黒髪石材(株)	40		37.4	54													
	五洋建設(株)中国支店山口営業支店			10	18									2				
	共栄石油(株)				24													
	(株)トクヤマ		1620	939	1116			33540							18	440	6	4
	東ソ一(株)南陽事業所	200	2620	467	1620			400	6200		2260			2030	12		20	14
	高松石油(株)				25													3
	富士石油(株)																	30
	(株)末田石油店	100		30	90													
	洋林建設(株)		60		51	36												
	若築建設(株)山口営業所		40		25	108												
	東ソ一物流(株)				48	40												
	日本通運(株)周南支店				5										6			
小計		2440	14350	0	13877.15	36288.4	0	441	158840	215970	0	32140	16150	2151	110	440	82	44

オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等 №.3

地区名	機関名	オイルフェンス(m)		油吸着材 (kg)	油処理剤 (L)	ゲル化剤	泡消火剤〔種別数量(L)〕				粉末消火剤〔種別数量(kg)〕		ひしゃく (本)	むしろ (枚)	空ドラム (本)	トビロ (本)		
		A型	B型				液状L	粉末kg	界面活性系	たん白系	水成膜系	耐アルコール	ドライケミカル	リン酸塩類				
山口・防府	山口県防府土木建築事務所(防府港務所)	120		20	1710										3			
	防府市			20														
	防府市消防本部								7180	220		1180					1	
	山口市			2.5														
	山口市消防本部	130		465	666.36			2221.5	33	40								
	協和発酵バイオ(株)山口事業所 防府	460		223	630			882			15000				10	40	9	
	防府エネルギーサービス(株)	300		181	270										7		5	
	旭石油(株)(船内保管)	40		10											70	1		
	山口県漁業協同組合大海支店			100	40			100							30			
	株立石磁油	40		8	180										27		5	
小計		1090	0	0	1029.5	3496.36	0	0	10383.5	253	40	16180	0	127	21	40	20	
総合計		A型 4730	B型 14970	その他 216	17022.5	42997.6	0	441	174913.5	231003	40	54980	16150	2278	174	480	162	134

2 油回収装置等

機関名	装置名 (油回収方法)	製造者	回収能力 (m³／時)	保有数量 (基)	装置の船舶 積載の可否	装置を積載する船舶等		備考
						船 名	回収油貯蔵タンク容積(m³ × 基)	
徳山海上保安部	コマラ7スキマー (付着式)	バイコマ社	6	1	可	全船艇に搭載可 (充気式貯油タンク:ランサーバージB10)	10m³ × 2	
出光興産株徳山事業所	スキーマ方式 (傾斜版式)	RO-CLEAN	60	1	可	新徳山丸 豊島丸	25kl × 2 (回収油浮上タンク)	
(有)しゅうなんポートサービス	フロートサクション (吸引式)	山水	60	1	可	しゅうなん一号	30kl	
(株)シーゲートコーポレーション徳山支店	FOILEX (堰式)	カネヤス	70	2	可	周防丸 (シーゲート コーポレーション所有船)	—	災防センターから 委託管理・保管

備考欄 II-10

3 油回収ネット

機関名	品 名	保有数量 (組)	製造者	回収方法等	備考
徳山海上保安部	オイルキャッチングネット H-7型	1	キヨーワ株式会社	巡視艇1隻で曳航して回収	ヒアブクレーン等が必要

4 船艇勢力

(1) 消防能力を有する船艇

(2) 油回収船

地区名	船名	船主 (運航者)	総トン数	速力	航行区域	油回収方式	油回収能力 (m³ /時)	回収油 タンク容 量 (m³)	オイル フェンス (m)	油処理剤 (L)	油吸着材 (kg)	放水量 (L/分)	泡放水量 (L/分)	粉末放射量 (kg/秒)
周南	しゅうなん一号	(有)しゅうなんポートサービス	12	7	限定沿岸	フロートサクション 吸引式	60			90	18			

(3) 集油船

地区名	機関名	船名	総トン数	速力	乗組員数	集油能力	基地	備考
II-12								

(4) オイルフェンス展張船

地区名	船名	船主 (運航者)	総トン数 (長さ)	自航能力	オイルフェンス		油処理剤 (L)	油吸着材 (kg)	展張速度 (m／分)	巻上速度 (m／分)	備考
					型式	長さ					
周南	しゅうなん六号	(有)しゅうなんポートサービス	7.3トン	50ノット	A	120	36	18			
	しゅうなん七号	(有)しゅうなんポートサービス	8.5トン	45ノット	A	160	36	18			

(5) 作業船・連絡船等 No.1

地区名	機関名	船名	総トン数	速力	航行区域	定員	係留場所	常時搭載資機材				放水能力	通信方法	備考
								オイルフェンス (m)	吸着材 (kg)	処理剤 (L)	消火剤			
光	日鉄ステンレス(株)製造本部山口製造所光エリア	シーガル1号	0.8	20	限定沿海	8	自社湾内							オイルフェンス展張用
下松	(株)新笠戸ドック	幸和丸	195	13	平水	15	下松			72			無線	曳船
		新笠丸	198	13	平水	15	下松			72			無線	曳船
		あかね	4	8	平水	14	下松						無線	作業船
		くれない	7.37	8	平水	14	下松						無線	作業船
周南	村上建設工業(株)	かじき丸	4.9	20	限定沿海	12	下松港						携帯電話	交通船
		第41潜栄丸	4.9	10	限定沿海	6	下松港						携帯電話	作業船
		第77潜栄丸	4.9	10	限定沿海	8	下松港						携帯電話	作業船
高山	高山石油(株)	高輝丸	122	8	平水	5	下松	40	50	90			携帯電話	油・タンカー
		第二高輝丸	99	9	平水	5	下松	40	50	90			携帯電話	油・タンカー
笠戸	ロジスティード西日本株式会社 笠戸第一営業所	海煌	19	9	沿海	12	下松		5	54			携帯電話	曳船
		みらい	5	9	沿海	6	下松		5	18			携帯電話	作業船
周南	(一社)山口県周南清港会	大華	14	7	平水	5	徳山港						携帯電話	清掃船
		くろかみ	11.1	21	沿岸	36	徳山港						携帯電話	通勤船
黒髪	黒髪石材(株)	第2くろかみ	5トン未満	30	沿岸	10	徳山港						携帯電話	通勤船
		KH100台船	250	—	—	—	徳山港	60	12.5	36			クレーン付台船	
高須	(株)高須組	第2泰山丸	5トン未満	—	沿海	6	徳山港		6.25	18			携帯電話	曳船

(5) 作業船・連絡船等 NO.2

地区名	機関名	船名	総トン数	速力	航行区域	定員	係留場所	常時搭載資機材				放水能力	通信方法	備考
								オイルフェンス (m)	吸着材 (kg)	処理剤 (L)	消火剤			
周南	中国地方整備局宇部港湾・空港整備事務所	おおつ	33	34	沿海	18	徳山港		300				携帯電話	港湾業務艇
	富士石油(株)	第五富士丸	19	11	平水	4	築港	40	17	18			携帯電話	給油船
	日本精蝶(株)徳山工場	こかい	4.3	10	平水	7	糸島漁港							
		こせと	2.76	10	沿岸	7	糸島漁港							
	徳山通船(株)	第2徳山丸	4.9	18	平水	7	徳山港						無線・携帯電話	交通船兼作業船
		第11徳山丸	4.9	18	限定沿海	12	徳山港						無線・携帯電話	交通船兼作業船
		第12徳山丸	4.9	18	平水	12	徳山港						無線・携帯電話	交通船
		第13徳山丸	4.8	15	限定沿海	8	徳山港						無線・携帯電話	交通船兼作業船
	(有)しゅうなんポートサービス	しゅうなん一号	12	7	限定沿海	12	那智埠頭		18	90		1000	無線機	作業船
		しゅうなん三号	19	8	沿海	10	那智埠頭		18	90		2000	無線、船舶電話	作業船
		しゅうなん六号	7.3	50	沿海	12	那智埠頭	120	18	36			無線	作業船
		しゅうなん七号	8.5	45	沿海	14	0	160	18	36			無線	作業船
防府	東ソーリー物流(株)	東南丸	7.3	30	沿海	15	雑貨1号桟橋北						業務無線・携帯電話	OF展張船
		第2東南丸	6.6	30	平水	15	雑貨1号桟橋北						業務無線・携帯電話	警戒連絡船・作業船・交通船
		第三東南丸	3.8	30	限定沿海	15	雑貨1号桟橋北						業務無線・携帯電話	警戒連絡船
		第二東南丸	4.6	30	限定沿海	14	雑貨1号桟橋北						業務無線・携帯電話	作業船・オイルフェンス展張
	日鉄ステンレス(株)製造本部山口製造所周南エリア	岐山	1	30	平水	10	徳山港						携帯電話	作業船
防府	防府エネルギーサービス(株)	M-Ⅲ	2.3	15	限定沿海	10	三田尻港						携帯電話	連絡船
	M商	M-Ⅱ	2.3	18	沿海	10	中関港						携帯電話	作業船
		M-Ⅲ	2.3	15	沿海	10	三田尻港						携帯電話	作業船

資料III（油防除作業要領）

第1 全般

海上における排出油は、気象・海象等の自然条件によって大きく影響を受け、時間の経過とともに広範囲に急速に拡散され、防除活動も一層の困難性を増すこととなることから、防除作業を行うにあたっては、まず、排出油の拡散及び性状の変化について確実な把握に努め、事後の適切な防除方針を決定するとともに、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、迅速かつ効率的な排出油の回収及び処理を実施するものとする。

また、防除作業は、排出源の早期制圧により引続く油排出の抑止に努め、すでに排出された油及び排出を抑えられなかった油については、オイルフェンス等により包囲あるいは誘導することにより拡散を局限し、油回収船、油回収装置、油吸着材、油ゲル化剤等により回収することを基本とするが、これにより難いときは、排出油の状況に応じ、油処理剤により処理するものとする。

一般的な防除作業のパターンは、次のとおりである。

- ① 排出油事故発生
- ② 通報（排出油事故情報）
- ③ 情報伝達及び出動要請
- ④ 人員、資機材、船舶の動員
- ⑤ 調整本部設置
 - a 出動した人員、資機材、船舶の把握
 - b 出動船艇の船隊編成
 - c 防除活動の調整
- ⑥ 防除作業
 - a 引続く油の排出防止
 - ・応急措置（ガス抜きパイプの閉塞、船体の傾斜調整、応急資材による閉塞、他のタンク等への移送）
 - ・瀬取り
 - b 排出油の拡散防止
オイルフェンスその他の資機材を使用して油を包囲
 - c 排出油の回収
 - ・機械的回収・・・油回収船・油回収装置等機械を使用して油を回収
 - ・物理的回収・・・油吸着材、油回収ネットを使用して油を回収
 - ・その他の回収・・・ひしゃく、バケツ、バキュームカー、その他の資機材を使用して油を回収
 - d 排出油の化学的処理
油処理剤、油ゲル化剤を使用して油を処理
- ⑦ 回収した油等の処分
- ⑧ 費用求償手続き

第2 防除作業の手法

1 引続く油の排出を防止するための応急措置

船舶からの引続く油の排出を防止するための応急措置は次のとおりである。

イ ガス抜きパイプの閉鎖

タンク内への空気の流入を止めることにより、タンク内の圧力を下げて、ヘッド差による油の排出を防止するための方法で、破口が小さく、かつ、船底付近にあるときは、特に有効である。

なお、ガス抜きパイプは、タンク内の圧力を一定に保つブリーザーバルブの役目を果たしているため、他のタンクとの共通使用の有無について留意する必要がある。

ロ 船体の傾斜調整

バラストの移動により船体を傾斜させ、油の排出を防止する方法である。

ハ 応急資材による閉塞

比較的破口の小さい場合に、その効果が期待できるもので、防水マット、木材等により破口を閉塞する方法である。

ニ 他のタンク等への移送

パイプが連結されている他のタンク等への移送であり、最も確実な方法である。

ホ 瀬取り

引続く油の排出を防止するため、破損タンク内の油を他船又は他の施設へ移送するもので、事故船舶の移動、漂流等による新たな油の排出や沈没による油の湧出を防止するためには、事故発生後ただちに瀬取り船を手配しなければならない。

2 排出油の拡散防止

排出油は、潮流及び風の影響を受けて、通常、急速に拡散し、海洋汚染の範囲が拡大するため、油排出事故が発生した場合には、ただちに排出源付近の海域にオイルフェンスを展張して排出油を包囲し、拡散を局限することが極めて重要である。

オイルフェンスの展張にあたっては、油排出事故の態様及び規模、排出油の拡散状況、気象・海象の状況、付近海域の状況等を検討し、オイルフェンスの展張位置、展張形態、展張量等について計画を定めたうえ、作業が迅速に実施されるよう努めるものとする。

3 排出油の回収

排出油の回収方法としては、油回収船、油回収装置等を使用して回収する機械的回収、油吸着材、油ゲル化剤、高粘度回収ネット等を使用して回収する物理的回収、その他グラブ船、ひしゃく、バケツ、半切りドラム缶、バキュームカー等を使用して回収する応急的、補助的な回収があり、排出油の防除作業にあたっては、排出油の種類及び性状、拡散に伴う油層厚の変化の状況、経時変化の状況、気象・海象の状況等に応じて、これら回収方法のうち最も効果的な方法を用いるものとする。

4 回収した油等の処理

回収した油等の処理は、速やかに集油船等により廃油処理施設、焼却場等に輸送し、又は集積場に一時保管し、遂次輸送して処理するものとする。

第3 資機材使用にあたっての留意事項

1 オイルフェンス

- イ 排出現場の周辺環境について十分考慮し、養殖漁業等への被害の発生が予想される場合は、その地点の防除を重点的に実施すること。
- ロ オイルフェンスの保管場所は、桟橋又は岸壁付近の速やかに海上に搬出できる位置とし、夜間においても容易に搬出できる状態で保管すること。
- ハ 排出油は、潮流と風の影響を大きく受けるので、潮流と風を十分考慮して展張位置を決定すること。
- ニ 排出油は、風浪や潮流の影響を受けて、展張したオイルフェンスの下側をくぐり抜けることが多いので、原則として二重展張を行うこと。
- ホ オイルフェンス係止錨は、展張形態、潮流の強さによって係止錨の数を加減すること。
- ヘ 錨索の長さは、通常水深の5倍程度が必要であるとともに、錨の直後にチェーンを接続するか、又は錨索の中間に錐を取り付ける等考慮する必要がある。
- ト 異種類のオイルフェンスは、異種オイルフェンス結合アダプターによって結合することが効果的である。
- チ オイルフェンスを有効に保持できる状態は、風速10m/s以下、潮流0.5ノット以下の場合といわれている。

資料III - ①オイルフェンスの展張形態とその展張要領

2 油回収船・油回収装置

- イ オイルフェンスで包囲した油を回収する場合は、風上側に開口部を作り回収船又は油回収装置を装備した船舶を導入する。
- ロ 油回収船等の回収能力は、油の粘度に大きく影響され、排出油の粘度が低く、また海面が平穏で油層が厚い油では回収性能が良く、経時変化した粘度の高い油、又は風等による波がある場合は回収性能が低下する。
- ハ 油回収船等は、ゴミの障害に弱く、また、油処理剤と反応した油は、回収効率が著しく低下する。

3 油吸着材

- イ 油回収船等と併用する場合は、油回収船等の回収を妨げないよう注意すること。
- ロ 油処理剤を散布した油は吸着能力が低下するので、同一場所でのそれぞれの併用は避けること。
- ハ 油吸着材の回収は、油回収ネットによる方法が効果的である。
なお、効率的使用及び全量回収の観点から、オイルフェンスなどで囲まれた海面に投入する、あるいは万国旗状のものを使用することが有効である。
- ニ 油吸着材の種類によっては、その吸着能力が違うので油を十分吸着したと思われる時点で回収し処理するとともに、風浪や潮流の影響を受けて広範囲に散乱あるいは沈下があるので、その回収方法について事前に十分検討しておくこと。
- ホ 回収した油吸着材の焼却、処分方法、処分場所の手配等に十分配慮すること。

4 油ゲル化剤

イ 油ゲル化剤は、型式承認品等技術上の基準に適合するものでなければ使用してはならない。次の場合には、原則として使用してはならない。

(イ) 排出油が燃えている場合

(ロ) 油ゲル化剤の使用によって生ずる凝固油の回収が、気象・海象条件その他の事由によって極めて困難であると認められる場合

ロ 使用に際しては、次の事項に留意しなければならない。

(イ) 液体油ゲル化剤

- ・ 原則として散布器を使用すること。
- ・ 水で希釈して散布してはならない。
- ・ 基準散布量は油量の約30%とし、凝固油の状態を確認しながら適当量散布すること。
- ・ 敷設後はただちに十分な攪拌を行うこと。
- ・ できる限り風上から散布し、特に風が強い場合には、海面の近くで散布する等により、油ゲル化剤の散逸を防ぐこと。
- ・ 敷設作業員は、顔面その他の皮膚の露出を避けること。
- ・ ゲル化した排出油は、速やかにネット等により回収すること。

(ロ) 粉末油ゲル化剤

- ・ 原則として散布器を使用すること。
- ・ 基準散布量は油量の約15~30%であり、凝固油の状態を確認しながら適当量散布すること。
- ・ 原則としてオイルフェンスで包囲した油面に正確かつ均一に散布する等により未反応の粉末油ゲル化剤の発生を防ぐとともに、できる限り風上から散布する等により、粉末油ゲル化剤の散逸を防ぐこと。
- ・ 未反応粉末油ゲル化剤については、ネット、ポンプ等で極力回収すること。
- ・ 敷設作業員は、顔面その他の皮膚の露出を避けること。
- ・ ゲル化した排出油は、速やかにネット等により回収すること。

5 油処理剤

イ 油処理剤は、型式承認品等技術上の基準に適合するものでなければ使用してはならない。次のいずれかに該当する場合を除き、使用してはならない。

(イ) 火災発生時による人命の危険又は財産への重大な損害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(ロ) 他の方法による処理が困難な場合であって、油処理剤により、又は油処理剤を併用して処理した方が海洋環境に与える影響が少ないと認められるとき。

ロ 次のいずれかに該当する場合は、イに該当する場合であっても、処理剤を使用してはならない。

(イ) 排出油が、軽質油（灯油、軽油等）、動物油又は植物油であるとき。

(ロ) 排出油が、タール状又は油塊となっているとき。

(ハ) 排出油が、水産資源の生育環境に重大な影響があるとされた海域にあるとき。

ハ 油処理剤を使用する場合には、次の事項に留意しなければならない。

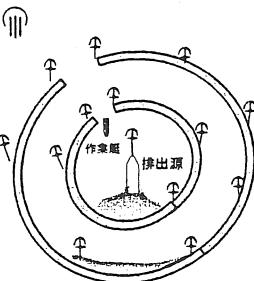
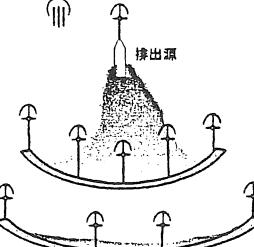
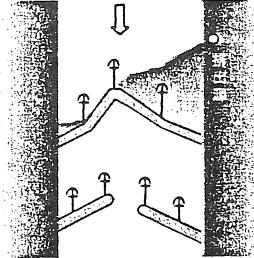
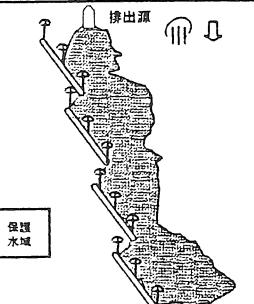
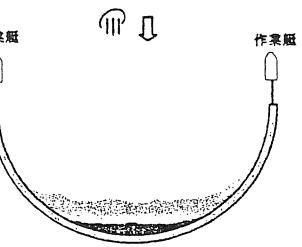
(イ) 原則として散布器を使用すること。

- (口) 散布量は、油量の 20～30% が適当である。
 - (ハ) 散布後は、ただちに十分な攪拌を行うこと。
- (二) できる限り風上から散布し、特に風が強い場合には、油面の近くで散布する等により、油処理剤の散逸を防ぐこと。
- (ホ) 散布作業員は、顔面その他の皮膚の露出を避けること。
- ニ 油処理剤の使用にあたっては、排出油をサンプリングし、乳化効果を確認すること。
- ホ 油処理剤の使用にあたっては、関係地方公共団体、関係漁業者等と事前に協議し、合意に達しておく必要がある。

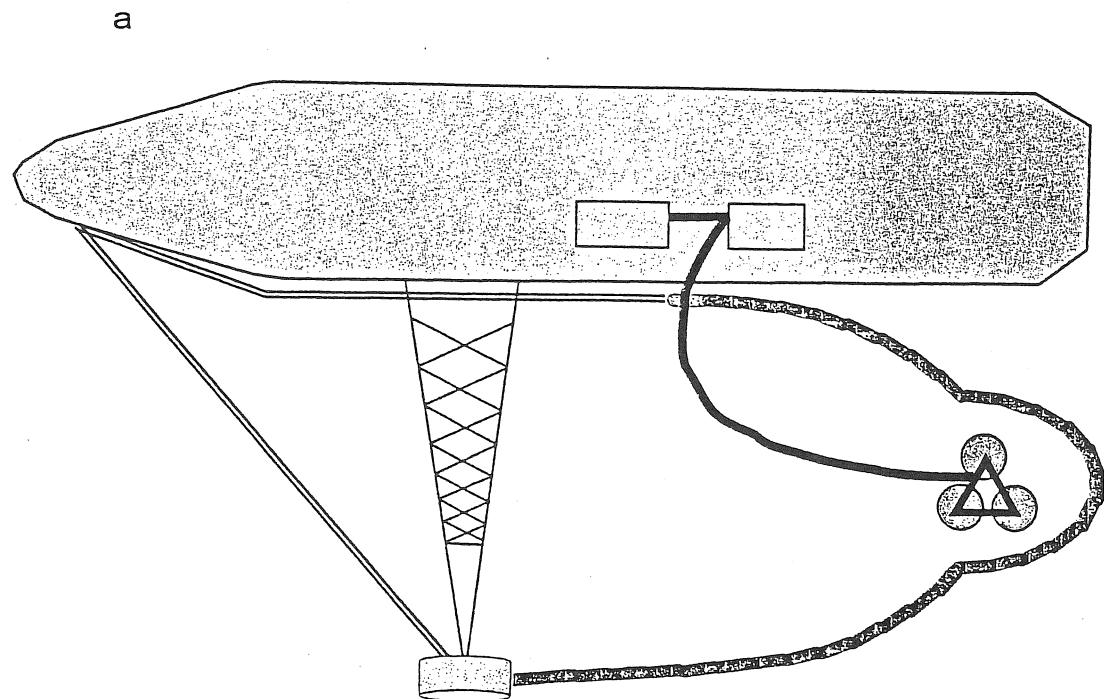
※ 型式承認

- (社) 日本海難防止協会発行「海洋汚染・海上災害防止の手引き」
- (社) 日本船舶品質管理協会ホームページ <http://www.jsmqa.or.jp/index.html>

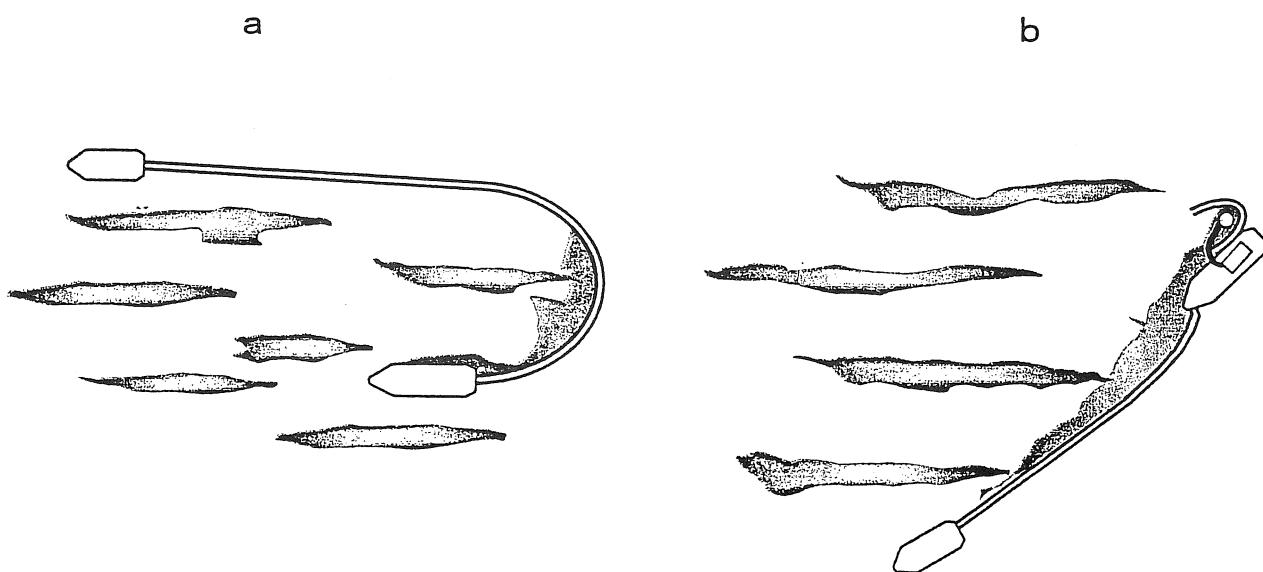
オイルフェンスの展張形態とその展張要領

区分	展 張 図	展 張 概 要
A法 (包囲)		<p>(1) 最も一般的な展張方法で、風潮流がいずれかの方向から来ても対応できるように排出源を包囲する方法。 流出初期又は単時間当たりの流出量があまり多くなく、風や潮流の影響が少ない場合に用いる。</p> <p>(2) 風及び潮流によりオイルフェンスから漏洩することがあるので、状況に応じ二重三重に展張する。</p> <p>(3) 必要に応じ作業艇、油回収艇等の出入りのため出入口を設ける。</p> <p>(4) 陸上からの流出の場合は陸岸をオイルフェンスの一部として流出油を包囲する。</p> <p>(5) 流出量の少ない場合は排出源の船舶をオイルフェンスの一部として流出油を包囲することも考えられる。</p>
B法 (待受け)		<p>(1) 風潮流等が一定で、油の流行が安定している場合や、流出量が多く包囲するためのオイルフェンスが不足する場合、あるいは風潮流の影響が大きく包囲が困難な場合等に用いる。</p> <p>(2) 排出源からある程度離れた位置で待受け捕捉する。</p> <p>(3) 状況に応じ二重三重に展張する。</p> <p>(4) 潮流の強い狭水道等で転流時が近い場合は、転流後を考え状況に応じ反対側にも展張する。</p>
C法 (閉鎖)		<p>(1) 港内の狭い水路、運河等での流出油事故の場合に用い、水路等をオイルフェンスで閉鎖して油の拡散を防止する。</p> <p>(2) 水の流れが強くオイルフェンスで閉鎖することが困難な場合、あるいは、船舶交通上、水路を閉鎖して展張することが困難な場合は、中央を空けて展張する。</p> <p>(3) 潮汐の上下により、オイルフェンスと陸岸の接続箇所に隙間が出来て油が漏洩するおそれがあるので注意を要する。</p> <p>(4) オイルフェンスをくくり抜けて漏洩する油を捕捉するため必要に応じ二重三重に展張する。</p>
D法 (誘導)		<p>(1) 流出量が多く、かつ、風、潮流の影響が大きいため、流出油を現場で包囲できないとき、海岸の保全、水産資源保護のため保護水面の前面にオイルフェンスを展張し、影響の少ない海面に誘導する場合、あるいは、地勢等により現場付近で回収作業が困難なとき、作業可能な海面まで誘導する場合等に用いる。</p> <p>(2) 状況に応じ二重三重に展張する。</p> <p>(3) 風、潮流が強く錨によるオイルフェンスの係止が困難な場合はE法を併用する。</p>
E法 (移動)		<p>(1) 水深が深く又は風潮流が強い等の理由で錨を使用出来ない場合、風又は潮流が強くて錨で係止できない場合、あるいは海面に広がっている浮流油を集めたり回収しやすい場所まで移動させる場合等に用いる。</p> <p>(2) オイルフェンスの両端を2隻の作業船艇にて油が潜り抜けない程度の速度で曳航し、浮流する油を大まわしに囲む。</p> <p>(3) 包囲後、作業艇の代わりにシーアンカーやチェーン等の抵抗物を付けることも有効である。</p> <p>(4) オイルフェンスを曳航する場合、水圧により過度の張力がかかり破損するおそれがあるので慎重に作業する必要がある。</p>

外洋におけるオイルフェンス展張例



1船による油回収システムの例

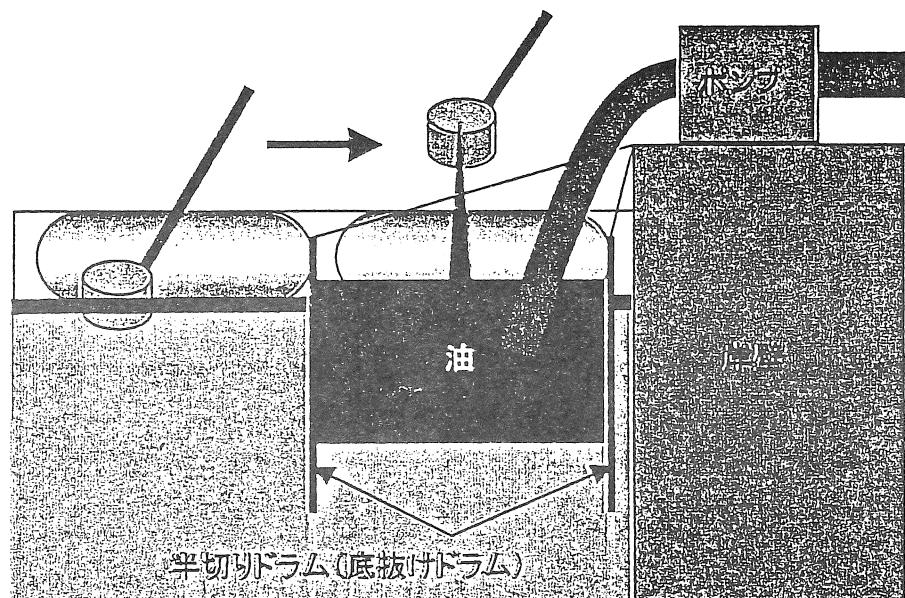


2船による油回収システムの例

(参考) 浮流油回収効率を向上させるためのアイデア

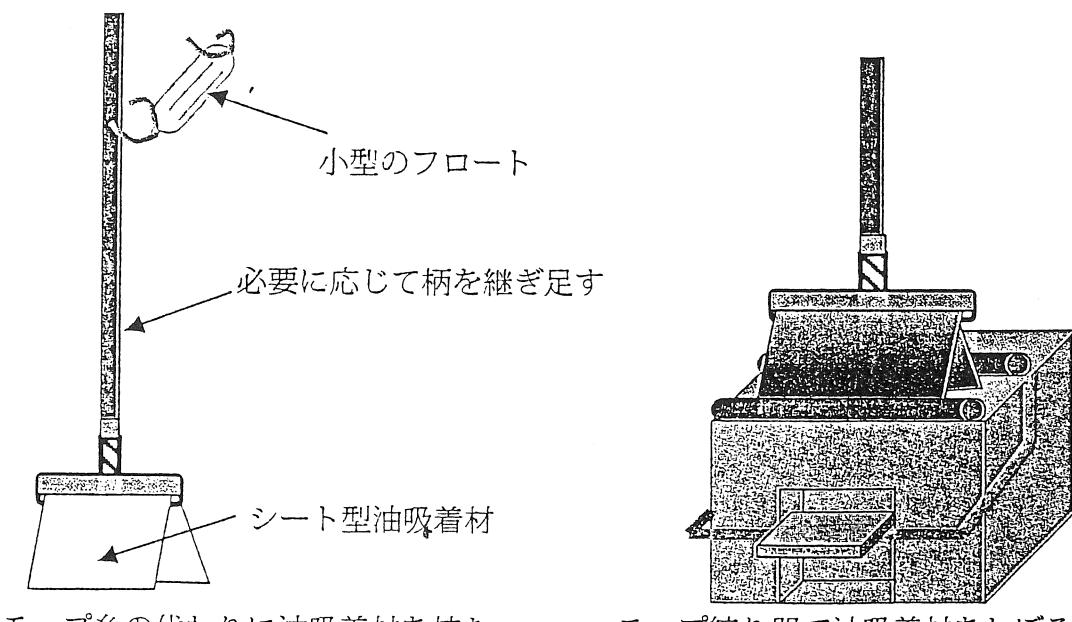
【半切りドラムの活用】

浮流油をオイルフェンス等で包囲して油の層を厚くした後、岸壁から海面上に半切りドラム（底抜けドラム）を吊り下げ、その中へひしゃくを使用して油を集め、さらに油の層を厚くして、油のみをポンプで汲み上げる。



【モップの活用】

オイルフェンス内に溜まったA重油など、比較的低粘度で油層厚のある油を回収する場合には、モップの柄先に油吸着材を挟んだものが利用できる。油を含んだ吸着材は、モップ搾り器で搾って再使用することもできる。また、海に落としても沈まないように柄の部分に小型のフロート（浮子）を取り付けておくとよい。



モップ糸の代わりに油吸着材を挟む

モップ絞り器で油吸着材をしづる

[参考]

参考Ⅰ 漂流予測 参考 1～2

参考Ⅱ 排出油防除計画の公表 参考 3～4

参考Ⅲ 沿岸海域環境保全情報の提供 参考 5～6

参考Ⅳ 海の安全情報（沿岸域情報提供システム）の利用 参考 7

(参考 I) 漂流予測

各区の海域状況に基づき、それぞれの排出油事故を想定し、石油連盟作成の流出油拡散・漂流予測モデル」Ver. 3を使用し、四季ごとに排出油の拡散・漂流を予測した。

「流出油拡散・漂流予測モデル」は、通商産業省（現経済産業省）資源エネルギー庁からの補助金の交付を受けて、わが国製油所の多くが立地する閉鎖性海域や外洋性沿岸域等を適用対象として、最大流出量5万キロットルを想定し流出後2～3日までの油の漂流・拡がりを予測することを目的として開発されたパソコンで利用するソフトウェアである。

流出日時、位置、油種、流出油量等を入力すれば、あらかじめ海象データ（海の流れのデータ）や気象データ（風向・風速データ等）が用意されていて自動的に予測計算し、画面上に結果を表示するものである。

(1) 熊毛区

上関海峡において、内航タンカー(400 DWT)が他船と衝突し、サイドタンクに破口を生じ、A重油10キロットルを排出した。

① 春季

排出油事故発生から北西方向へ流出し、6時間後には馬島東方海域まで達し、平生港から室津港までの海岸に拡散し、48時間後には下荷内島付近海域まで達する。

② 夏季

排出油事故発生から北西方向へ流出し、6時間後には佐合島東方海域まで達し、48時間後には平生港内に達する。

③ 秋季

排出油事故発生から南東方向へ流出し、6時間後には上関海峡を通過し平郡島西方海域まで達し、八島南方海域を東西に蛇行しながら漂流し、48時間後には八島の南約10キロメートルに達する。

④ 冬季

排出油事故発生から東方向へ流出し、6時間後には尾国に漂着し、上関海峡を通過し平郡水道を西方に拡散し、同水道を東西に漂流し、48時間後には大瀬戸瀬戸付近に達する。

(2) 光・下松区

笠戸島東海岸において、外航タンカー(10万DWT)が座礁し、船底部に破口を生じ、原油1万キロットルを排出した。

① 春季

排出油事故発生から北方向へ流出し、6時間後には日立製作所笠戸工場の岸壁に達し、宮ノ瀬戸通過のうえ笠戸湾に拡散し、新日本石油(株)下松事業所付近海岸に漂着し、48時間後には大島半島東岸まで達する。

② 夏季

排出油事故発生から笠戸島東岸沿いに流出し、6時間後には小島付近海域まで

達するが、宮ノ瀬戸通過のうえ笠戸湾北側に拡散し、48時間後には徳山漁港内に達する。

③ 秋季

排出油事故発生から南方向へ流出し、6時間後には笠戸島と光市の大水無瀬島の中間海域まで達し、南東方向に漂流のうえ48時間後には祝島に達する。

④ 冬季

排出油事故発生から南東方向へ流出し、6時間後には光市の大水無瀬島に達し、一部は室積海岸に漂着しながら海岸沿いを南東方向に漂流し、48時間後には上関海峡付近に達する。

(3) 周南区

大浦地先において、停泊中の大型タンカー（25万DWT）のタンクが破損し、原油2万キロットが排出した。

① 春季

排出油事故発生から西方向へ流出し、6時間後には黒髪島南岸沖合海域に達し、蛇島や築港内に拡散して仙島水道を通過し、48時間後福川漁港内まで達する。

② 夏季

排出油事故発生から蛇島及び出光シーバース付近に拡散し、18時間後には黒髪島南岸に漂着し、48時間後には港町付近に達する。

③ 秋季

排出油事故発生から南方向へ流出し、6時間後には糸島に達し、18時間後には笠戸島西岸まで達し、南南東方向に漂流して48時間後には小祝島北西海域に達する。

④ 冬季

排出油事故発生から南東方向へ流出し、出光興産㈱大浦油槽所から日本精錬㈱徳山工場の海岸に漂着し、48時間後には糸島に達する。

(4) 山口・防府区

三田尻港において、入港中の内航タンカー（800DWT）が防波堤に衝突し、タンクに破口を生じ、A重油10キロットを排出した。

① 春季

排出油事故発生から北東方向へ流出し、一部は6時間後には港内の築地岸壁付近海域に拡散し、一部は48時間後に富海海岸へ達する。

② 夏季

春季とほぼ同様に流出・漂流する。

③ 秋季

排出油事故発生から南方向へ流出し、6時間後には向島の南東海域に達して、48時間後には野島と姫島の中間海域に達する。

④ 冬季

排出油事故発生から東方向へ流出し、6時間後には向島と大津島の中間海域に達し、大津島西岸沿いに漂流し、48時間後には笠戸島西岸に漂着する。

(参考Ⅱ) 排出油等防除計画の公表

「排出油等防除計画とは」

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の5に基づき、海上保安庁長官が作成する計画であって、油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画の趣旨を踏まえ、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（以下、「規則」という。）第37条の16各号に規定する海域において、油等が著しく大量に排出された場合における排出油等の防除及びこれに伴う危険の防止のために必要な事項を定めることにより、迅速かつ的確な排出油等の防除のための措置の実施を図り、もって海洋環境の保全並びに人の生命、身体及び財産の保護に資することを目的としています。

周防地区は、規則第37条の16第10号に掲げる「瀬戸内海中部海域」に属しています。

【海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の5抜粋】

- 1 海上保安庁長官は、海上保安管区の区域その他の事情を考慮して国土交通省令で定める海域ごとに、油又は有害液体物質が著しく大量に排出された場合における排出油等の防除に関する計画（以下「排出油等防除計画」という。）を作成するものとする。
- 2 排出油等防除計画は、前項の国土交通省令で定める海域に係る次の事項について定めるものとする。
 - (1) 物質が著しく大量に排出された場合における海洋の汚染の想定に関すること。
 - (2) 前号の場合における排出油等の防除のために必要な油回収船その他の船舶、機械器具及び資材の整備の目標に関すること。
 - (3) 第1号の場合における排出油等の防除のための関係行政機関、関係地方公共団体、船舶所有者の団体その他の関係者との連絡及び情報の交換に関すること。
 - (4) 第1号の場合における排出油等の防除及びこれに伴う危険の防止に関すること。

【閲覧方法】

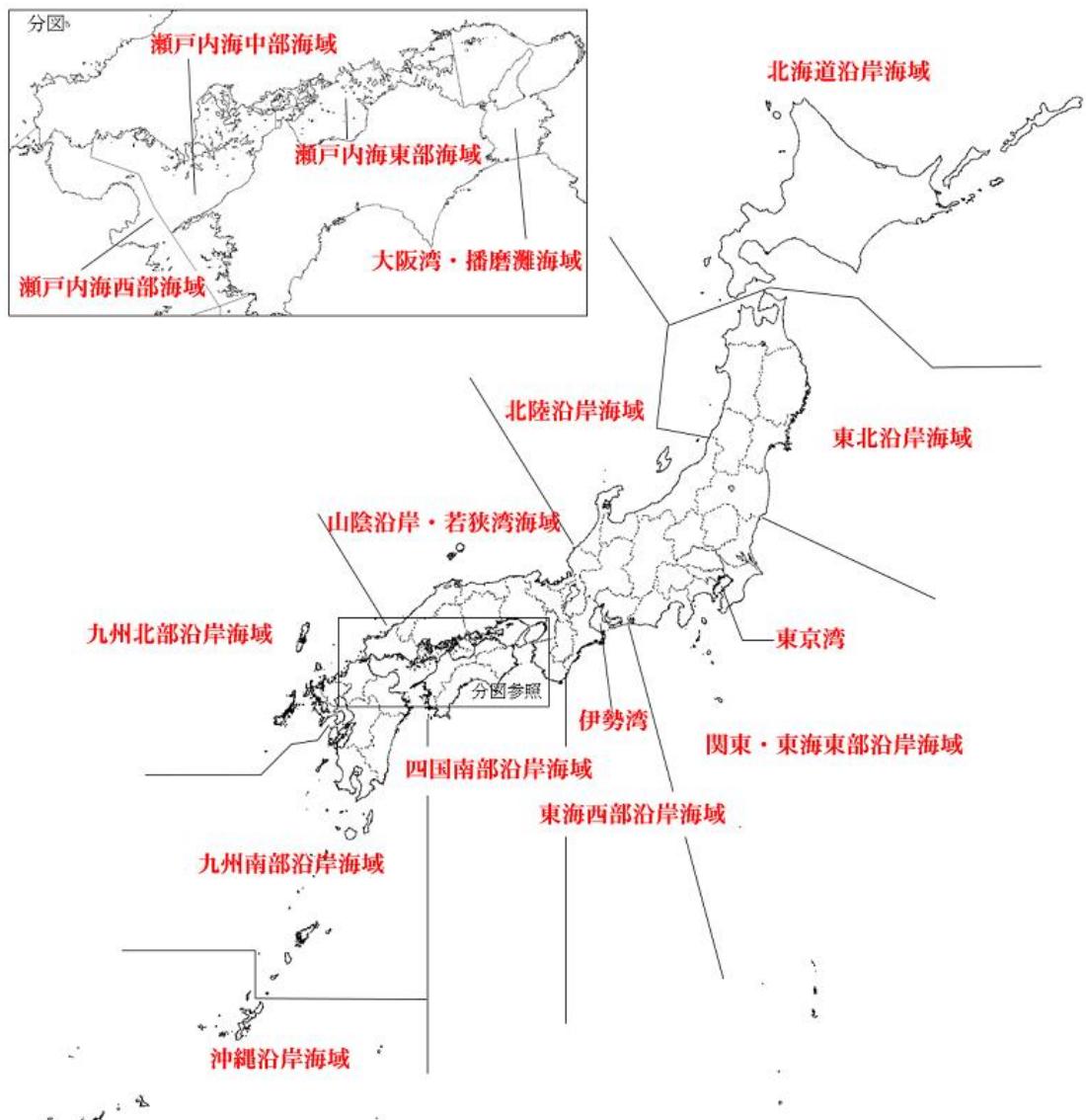
パソコン、スマートフォン等により、以下のアドレスにアクセスしてください。

排出油等防除計画のアドレス

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/seisaku/keikyu/kankyou/info.html>

（海上保安庁ホームページ→政策→各種施策・計画→排出油等防除計画）

排出油等防除計画の対象海域及び名称



(参考Ⅲ) 沿岸海域環境保全情報（シーズネット：Ceis Net）の提供

「シーズネットとは」

海上保安庁海洋情報部は、油流出事故などに備えて日本全国の沿岸域の自然情報、防災情報、海岸線のESI情報（環境脆弱性指標）などを「沿岸海域環境保全情報」として整備しています。これらの情報は、油防除活動に係わる関係機関がいつでも自由に利用できるよう、「シーズネット」の名称でインターネットにより提供しています。

このシーズネットは、平成31年に「海洋状況表示システム（海しる）」と統合され、より多くの情報を表示することが出来るようになりました。

海洋状況表示システム（海しる）掲載情報

区分	情報項目
海域名称	島名、海底地形名
地形・地質	底質、海底地質図、等深線
地理境界	直線基線、領海外縁線
海象	水温、海流、潮流、潮汐、波、塩分、海水（日本周辺、北極海）
気象	天気図、風、雲（気象衛星画像）、船舶気象通報、高解像度ナウキャスト、気象・海象観測情報、熱帯低気圧、落雷
安全	海上分布予報、航行警報、水路通報（小改正を除く）、地方海上警報、地方海上予報、気象特別警報・警報・注意報、大津波警報・津波警報・津波注意報、米軍演習区域、海賊・武装強盗（ReCAAP）
海事	港則法適用港、港湾、漁港、灯、海交法航路、港則法航路、海上保安部署等、沈船、海底障害物、指定錨地、検疫錨地、水路測量特級区域、船舶通行量
防災	排出油等防除計画資料、津波シミュレーション、海底地殻変動情報、海域火山DB、強震動情報、海岸線種類（環境脆弱性指標）、ESIマップエリア、海岸アクセス道、津波防災情報図図郭、指定緊急避難場所
インフラエネルギー	海底ケーブル、洋上風力ゾーニング基礎情報、海洋エネルギー・ポテンシャルの把握に係る業務報告書画像、海底輸送管、海上構造物、取水施設（取水口）、火力発電所、洋上風力発電（実施・計画）、風況状況
海洋生物生態系	生物多様性の観点から重要度の高い海域、ラムサール条約登録湿地、ウミガメ産卵地、海獣類生息地、哺乳類生息地、鳥類生息地、マングローブ、湿地、藻場、干潟、珊瑚礁、閉鎖性海域、生物等の脆弱性評価
水産	漁業権区域、保護水面
海域利用	海水浴場、潮干狩り場、マリーナ
海域保全	史跡、名勝、天然記念物、国定公園、国立公園、海域公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区（国指定）、投棄区域、海岸線保全区域、低潮線保全区域、海ごみ
航空写真等	航空写真、港湾写真、海岸写真
緯経度グリッド	経緯度線、経緯度メッシュ、標準地域メッシュ、東京湾グリッド、UTMグリッド
背景図	地理院地図、白地図（日本周辺）、公共地図（日本周辺）、海底地形図

※海しるは、Microsoft Edge、Internet Explorer11、Google Chrome で正常に動作することが確認されています。

各ホームページURL

海上保安庁

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/>

海上保安庁海洋情報部

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/>

排出油等防除計画

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/seisaku/keikyu/kankyou/info.html>

シーズネット（必要な情報が表示された「海しる」が開きます）

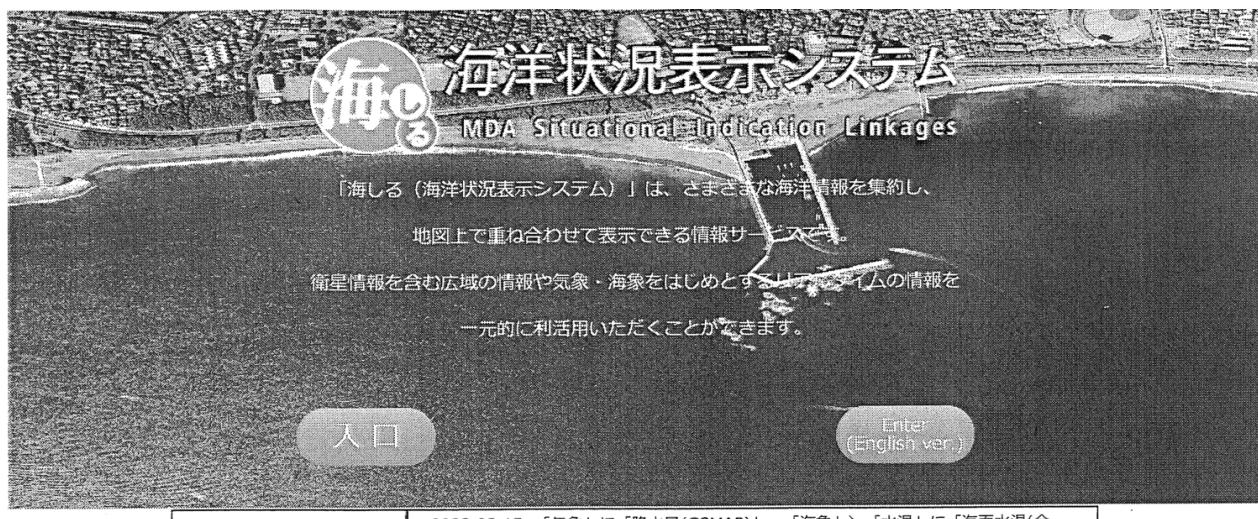
<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/JODC/ceisnet/index.html>

海しる

<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>

(トップページからテーマ別マップを選択することで、利用目的に合わせた情報が表示されたマップが開きます。さらに必要な情報を取捨選択して表示させることができます。スマートフォンやタブレット向けのモバイルサイトもあります。)

「海しる」トップページ



Thematic Maps

テーマ別マップ

利用目的に合わせた情報が選択されたマップを表示します。

海の安全情報（沿岸域情報提供システム）

海上保安庁では、全国各地の灯台などで観測した風向、風速、波高などの局地的な気象・海象の現況、海上工事の状況、海上模様が把握できるライブカメラなどの「海の安全情報」をリアルタイムに提供しています。

海の安全情報は、主にインターネットで提供しており、特に、スマートフォンのGPS機能を利用して、現在地周辺の情報や気象・海象の現況、海上安全情報など様々な情報が地図画面上で一目でわかるスマートフォン用サイトも運用しています。

さらに、海上保安庁が発表する緊急情報や気象庁発表の気象警報・注意報などを事前に登録されたメールアドレスに配信する「緊急情報サービス」も提供しています。

パソコン用サイトURL

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/info/index.html>
(海上保安庁のホームページからもアクセスできます。)



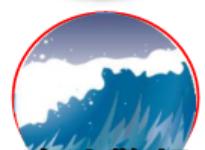
スマートフォン用サイトURL

<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/sp/index.html>
(右のQRコードからもアクセスできます。)

海の情報



海難の発生



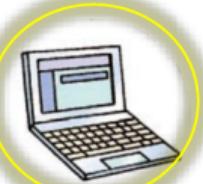
津波警報

航路標識の消灯
etc.テレホン
サービス

メール



web



灯台等で観測した風向・風速等の気象情報をテレホンサービスで提供しています。

※（ ）内は提供箇所

TEL0834-27-5177（徳山海上保安部）

【観測箇所】台場鼻潮流信号所 部埼灯台 周防野島灯台 八島灯台 佐田岬灯台

TEL0877-49-1041（備讃瀬戸海上交通センター）

【観測箇所】六島灯台 下津井レーダー施設 青ノ山船舶通航信号所 地蔵崎灯台

TEL0898-31-8177（来島海峡海上交通センター）

【観測箇所】津島潮流信号所 今治船舶通航信号所 高井神島灯台

※登録料・情報料は無料ですが、通信料は利用者負担となります。